

令和5年度 保存版

# 岐阜市 くらしのガイド



INDEX

市の概要



防災・防火・救急



登録・届出



税金



国民健康保険・  
国民年金



福祉



選挙・議会



広報広聴・相談



出産・子育て・教育



健康・医療



環境・暮らし



教養・文化・  
各種施設



コミュニティバス



公共施設マップ



★岐阜市公式ホームページ

岐阜市

検索



★エエトコタント岐阜市

岐阜市の魅力情報を発信する  
シティプロモーションサイト



■岐阜市役所代表

☎(058)265-4141 FAX(058)264-8602  
市庁舎 〒500-8701 司町40-1

※市役所の開庁日時は、月曜日～金曜日の午前8時45分～午後5時30分  
(祝日と年末年始は除く)です。ただし、一部の課や施設は異なります。

発行／岐阜市 編集／市長公室広報広聴課  
令和5年(2023年)6月1日発行

# 目次

岐阜市の概要	4~9
市庁舎	6
ウゴクテ・ツナグテ・中保健センター	8
みんなの森 ぎふメディアコスモス ／子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”	9
大規模災害へ確かな備えを	10~13
1 防災・防火・救急	14
2 登録と届出	15~17
3 税金	17
4 国民健康保険	18~19
5 国民年金	19
6 介護保険	20
7 高齢者の福祉	20~21
8 障がい児・障がい者の福祉	22~23
9 後期高齢者医療制度	23
10 福祉医療費助成制度	24
11 生活保護／福祉資金貸付／生活困窮者自立支援 ／DV相談 など	24
12 市政情報	24
13 選挙	24
14 議会	25
15 広報・広聴	25
16 市民相談	25
17 消費生活	25
18 妊娠・出産	26
19 乳幼児の健康	26
20 子育て	27
21 保育所(園)・幼稚園など	28~29
22 教育(小学校・中学校)／スポーツ施設	30~31
23 その他の教育機関	31
24 健康・医療／ひきこもり相談	32
25 病院	33
26 ご不幸・墓地	33
27 ごみ・粗大ごみ・資源分別回収	34~35
28 環境	36
29 ペット／衛生	36
30 上下水道／井戸水／し尿／浄化槽	37
31 経営・創業／融資	37
32 計量	37
33 道路／河川	38
34 住宅／建築／駐車・駐輪	38
35 まちづくり／景観／空き家／緑化	39
36 市民協働のまちづくり	39
37 生涯学習・ボランティア／地域活動・サークル活動	40
38 文化・スポーツ・レクリエーション施設	41~44
39 コミュニティバス(ぎふっこバス)	44~45
公共施設マップ	46

## こんな時は…

■地震や水害への備えを知りたい時	10~13
■転入・転出・転居される時	
●住民登録・印鑑登録など	15~17
●国民健康保険に加入している人は	18~19
●国民年金に加入している人は	19
●後期高齢者医療制度	23
●福祉医療費助成制度	24
●保育所(園)・幼稚園	28~29
●小学校・中学校	30~31
●水道・下水道	37
■結婚または離婚した時	
●戸籍の届出・住民登録	15~17
●国民健康保険の届出	18
●国民年金の届出	19
■赤ちゃんが生まれた時	
●戸籍の届出	15
●国民健康保険の届出、出産育児一時金の支給	18~19
●乳幼児健康診査・予防接種	26
●児童手当	27
■ご不幸があった時	
●おくやみコーナー	6
●戸籍の届出	15
●国民健康保険の届出、葬祭費の支給	18~19
●国民年金の届出	19
●火葬手続き・岐阜市斎苑の利用	33
■岐阜市の観光・イベントを知りたい時	4~5・7
■子育てなどに悩んだり・困ったりした時	9
■介護保険のサービスを受けたい時	20
■障がい者のサービスや支援を受けたい時	22~23
■子育てに必要な情報を知りたい時	26~31
■日曜日・休日や夜間の急病でお困りの時	33
■お子さんの夜間の急病でお困りの時	33
■ごみの分別方法を知りたい時	34~35
■粗大ごみを出したい時	34~35
■地域活動やサークル活動に参加したい時	39~41
■生涯学習の情報を知りたい時	40

●課などの問い合わせ先は、原則ダイヤルイン(直通電話番号)を表記しています。担当部署がわからない場合や閉庁時、または内線番号表記の課などへのお問い合わせは、代表番号(☎265-4141)へおかけください。

※記載している情報は、令和5年5月現在の内容です。その後の追加や変更については、市ホームページなどで随時お知らせします。

# 岐阜市の概要

## まちを楽しむ

岐阜市は岐阜県の県庁所在地であり、市内中心部に清流・長良川が流れ、緑豊かな金華山がそびえる、自然豊かなまちです。1,300年以上の歴史を誇る「ぎふ長良川の鵜飼」や国史跡「岐阜城跡」など、歴史のまちとしても知られています。斎藤道三・織田信長が登場した戦国時代に、岐阜は天下の要所として全国に名が知られるようになりました。江戸時代には、岐阜町は尾張徳川領に、加納町は加納藩の城下町そして中山道の宿場町として、発展の道を歩んできました。明治22年7月1日に岐阜市制を施行して以後、近隣町村との合併を続ける一方、戦争や地震、台風による災害などの困難を克服しながら、産業・観光都市として成長。平成8年4月に中核市となり、平成18年1月に羽島郡柳津町と合併、令和元年7月1日には市制130周年を迎えました。

### ■岐阜駅北口駅前広場／岐阜シティ・タワー43／岐阜スカイウイング37／岐阜イーストライジング24

#### ●岐阜駅北口駅前広場

平成21年9月に完成。岐阜の自然や歴史、伝統文化をモチーフにしたデザインで、県都の玄関にふさわしい景観。緑豊かな広場は「杜(もり)の駅」をテーマにしたほか、歩行者デッキ「杜の架け橋」で駅とまちをつなぎ、バスやタクシーの乗降場を整備。黄金の織田信長公像がそびえる「信長ゆめ広場」でのイベントがにぎわいを創出しています。



#### ●岐阜シティ・タワー43

駅前広場の西側にそびえ、地上163m、住居を伴う複合タワーでは中部圏で一番の高さ。最上階43階のスカイラウンジからは岐阜市の絶景や美しい夜景が楽しめます。

#### ●岐阜スカイウイング37

岐阜シティ・タワー43の北側に位置します。地上37階建て、高さ136mの東棟をはじめ、西棟、駐車場棟の3棟で構成され、住宅・商業・ホテルなどが入居。人が住み、働き、憩う駅周辺の魅力ある拠点になるとともに、岐阜シティ・タワー43とツインタワーを形成し、本市のシンボルとなっています。

#### ●岐阜イーストライジング24

JR岐阜駅の東側に、平成31年1月に完成。地上24階建て、高さ95m、福祉施設を主体とし、住宅・商業施設などが入居。多世代が集い新たなにぎわいを創出しています。

### ■川原町界隈



戦争や震災をくぐり抜け、江戸時代から明治時代の歴史的なまちなみ、格子造りの町家や商家、蔵などが残る「川原町界隈」。川原町とは、長良川左岸に位置する湊町、玉井町、元浜町などの総称で、戦国時代には長良川沿いに川湊が設けられ、美濃和紙や木材などを扱う商業の拠点として繁栄した地です。

### ■長良川温泉

長良川と金華山の周辺に広がる温泉街。赤褐色のにごり湯が特徴です。清らかな川の流れを眺めながら温泉に身をゆだね、鮎料理や薬膳料理に舌鼓を打ち、ぜひいたくなひとときをご堪能ください。



### ■岐阜市の統計情報

- 位置 東経136°45' 北緯35°25' 海拔14.3m
- 面積 203.60km<sup>2</sup>
- 世帯数 185,871世帯
- 人口 男性：191,839人 女性：209,548人
- 総人口 401,387人 (令和5年5月1日現在)

### ■市章 (明治42年8月27日制定)

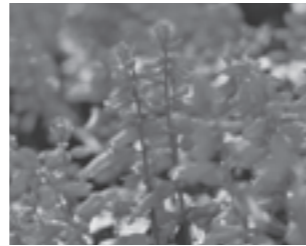
岐阜市は往古「井口(いのくち)」と呼ばれ、織田信長により「岐阜」と名づけられました。この由緒に基づき、井口の「井」を市章に定めしました。



### ■市の木・市の花 (昭和47年10月22日制定)



市の木：つぶらじい



市の花：サルビア

### ■金華山／岐阜公園



市の中心部に位置する金華山は、標高329m。山頂には岐阜城がそびえ立ち、まさに岐阜のシンボルと言えます。春は「つぶらじい」が山を黄金色に染めるほか、豊かな森林が残り、700種類を超える植物やさまざまな動物が息する自然の宝庫です。山頂へはぎふ金華山ロープウェイのほか、登山道が整備され、リス村もあるなど、自然を気軽に楽しめます。

金華山のふもとに広がる岐阜公園は、市民の憩いの場であり、現在「歴史公園」として再整備を進めています。織田信長公居館跡や岐阜市歴史博物館、加藤栄三・東一記念美術館などの施設、三重塔などの文化財、戦国時代にタイムスリップしたかのような遊具広場、自然豊かな空間を散策できる御手洗池などがあります。



▲アクセス＝岐阜バス岐阜公園・長良橋方面行き「岐阜公園 歴史博物館前」下車 ◎41ページも併せてご覧ください。

### ■岐阜城

鎌倉幕府の執事であった二階堂行政が築いたと伝えられ、道三や信長の居城として知られています。昭和18(1943)年の初代復興天守焼失後、昭和31(1956)年に現在の天守が再建されました。



# 伝統の技、日本の宝に魅せられる

## ■ぎふ長良川の鵜飼

岐阜の夏の風物詩「ぎふ長良川の鵜飼」は毎年5月11日から10月15日まで、鵜飼休み(中秋の名月ごろ)と増水時を除く毎夜行われます。鵜飼は1,300年以上の伝統を誇り、織田信長をはじめ、時の権力者の保護を受けてきました。また、松尾芭蕉やチャールズ・チャップリンら多くの文化人にも愛されてきました。漆黒の闇の中、6人の宮内庁式部職鵜匠が、風折烏帽子(かざおりえぼし)などの装束に身を包み、篝火(かがりび)を焚(た)いた鵜舟に乗り、「ほうほう」と声をかけながら、熟練した手縄さばきで鵜を巧みに操り、鮎を捕らえます。6隻の鵜舟が一列に並び鮎を追い囲む姿は、観覧する人を魅了し、幽玄の世界へと誘(いざな)います。

### ●鵜飼時間

19時45分ごろ(時季やイベントにより変動あり)

※夏休みの土曜など繁忙期には、通常の鵜飼の後に2回目の鵜飼(納涼鵜飼)を実施する場合があります。実施日・料金は鵜飼観覧船事務所に確認をお願いします。

### ●乗合船

当日、事務所で乗船券をお買い求めの上、ご乗船ください。

出船時間	料金(税込)	
	大人	小人
18時15分	全日 3,500円	1,800円
18時45分、19時15分	平日 3,200円	
	土日祝日 3,500円	

※小人は小学生以下(3歳未満は無料)。食事・飲み物はお持ち込みください。19時15分(出船時間)は飲食不可。鵜匠による鵜飼説明を「鵜飼観覧船のりば」で17時45分ごろから行います。

### ●貸切船

乗船定員数(令和5年度)	出船時間	料金(税込) ※一部減免後	飲食
35人乗り	17時30分～19時15分のご希望の時間に出船します	112,000円	×
40人乗り		119,000円	○
30人乗り		89,300円	
20人乗り		59,500円	
10人乗り		35,000円	

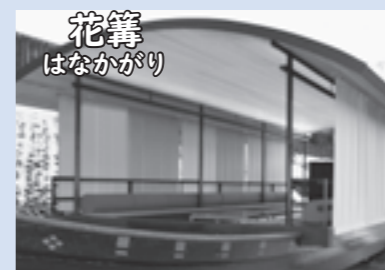
※乗船日に事務所から確認の電話をします。当日、事務所で乗船料をお支払いください。

### ●高級鵜飼観覧船

3隻の高級鵜飼観覧船は、闇に溶け込む外観や、それぞれ異なるテーマカラーの内装と屋形で、特別な空間で鵜飼を観覧できます。また、テーブルの配置を変えることもでき、船の中で料理を楽しみたい、食後にゆったりと鵜飼を楽しみたいなど、ニーズに合わせてお楽しみいただけます。



白月  
しらつき



花篋  
はなかがり



藍山  
あいやま

### ■料金・申込など

3隻とも貸切専用で、乗船料は、10人乗り(白月)が89,400円、15人乗り(花篋、藍山)が134,100円です。予約方法など、詳細はホームページをご覧ください。

### ●「おまかせパック」「おまかせパックデラックス」

乗船料と弁当・お茶をセットにし、簡単な手続きで鵜飼観覧をお楽しみいただけます。リーズナブルにご利用いただける「おまかせパック」、ワンランク上のお弁当を味わいながらデラックス専用船で楽しむ「おまかせパックデラックス」の2つのプランから、目的やご予算に合わせてお申し込みください。

### ■料金

プラン名	大人 (中学生以上)	小人 (3歳以上小学生以下)
おまかせパック	5,500円	3,500円
おまかせパックデラックス	8,000円	5,000円

※いずれも乗船料+弁当+お茶1本(500ml)。

### ■開催日

鵜飼開催期間中の毎週火～金曜日(ただし祝日または特定日は除く)

### ■申込

- ・「おまかせパック」は乗船日前日の午前中までに、電話でお申し込みください。
- ・「おまかせパックデラックス」は乗船日の一週間前までに、電話でお申し込みください。最少催行人員は6人です。
- ・乗船日の17時30分から、鵜飼観覧船待合所で受け付けを行いますので料金をお支払いください。18時45分に出船します。
- ◎その他にも、事務所前で受け取りができる弁当などがあります。詳細はホームページをご覧ください。

ホームページは  
こちら▶



▶鵜飼観覧船の申込・問 鵜飼観覧船事務所(湊町1-2・☎262-0104・FAX264-2061)

# 市庁舎

☎ 管財課(市庁舎3階/☎265-3888)

市庁舎に、市民交流スペースや展望スペース、レストランなどを設けており、隣接するみんなの森 ぎふメディアコスモスと合わせ、にぎわい創出の場としてご利用いただいています。

## ■総合窓口 ☎ 市民課 (市庁舎1階/☎214-2857)



出生、婚姻、転入・転居など、ライフイベントに関する手続きをワンストップで取り扱います。戸籍や住所異動の届出・住民票などの交付に加え、国民健康保険や子ども・福祉の手続き、税証明の発行を行います。

### ●総合窓口の主な機能と手続きの手順

- ① コンシェルジュ(案内係)による用件の聞き取り・発券対応
- ② 待合モニターに番号表示(スマートフォンでも確認可能)
- ③ 窓口での手続き

### ●おくやみコーナー(予約制 ※Web予約可)

身近な人が亡くなった後の手続きのなかで、多くの方が対象になるもの(葬祭費の手続き、年金や戸籍謄本などの取得方法の案内など)を取り扱い、ご遺族をサポートします。

## ■開庁・営業時間

場所/部署・窓口	期日	開設時間	
共用部 1階 エントランスモール・市民交流スペース「ミンナト」、 4階 みどりの丘、 15階・17階 展望スペース「つかさデッキ」 立体駐車場	平日・ 土日祝日	8:00 ~ 20:00	
		8:00 ~ 21:30	
利便施設 1階 十六銀行 1階 郵便局 1階 ATMコーナー 1階 売店 2階 レストラン	平日	9:00 ~ 15:00 9:00 ~ 17:00 ※貯金・保険は 16:00 まで 8:00 ~ 20:00 8:00 ~ 18:00	
	平日・土日祝日	11:00 ~ 20:00	
	各種窓口 一般業務	平日	8:45 ~ 17:30 ※納税課(市税と国民健康保険料の納付相談)、 上下水道料金センターは休のみ 20:00 まで 8:30 ~ 17:30
		土日祝日	9:15 ~ 16:00
3階 納税課(市税と国民健康保険料の納付相談のみ)	日曜日	10:00 ~ 15:00	

## ■アクセス

- 立体駐車場 年中無休 午前8時~午後9時30分  
一般車両381台(うち、おもしろい駐車場10台、ハートフル駐車場17台)、自動二輪車5台(100円/30分)  
◎庁舎利用者は2時間まで無料。身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方は5割減額。※いずれも減免手続きが必要。
- 無料駐輪場 約400台 庁舎西側、正面玄関ロタリー東側、立体駐車場南側(原動機付自転車用駐輪場あり)
- 「岐阜市役所・メディアコスモス」バス停  
◆乗り入れ路線(午前9時~午後5時)  
①中心部ループ線 ※運賃100円 ②市内ループ線  
③松籟加納線 ④清流ライナー下岩崎線(平日のみ)  
⑤清流ライナー市内ループ線(休日のみ)
- 周辺バス停 「市役所・鶯谷高校口」、「市民会館・裁判所前」、「市役所・メディアコスモス西」

## ■市民開放スペース

市民開放スペースは、誰もがご利用いただけます。

### 展望スペース



15階 「つかさデッキ15」  
17階 「つかさデッキ17」

北側に面し、金華山や岐阜城を望むことのできる2層吹き抜けのエリア

### 4階 屋上緑化スペース 「みどりの丘」

平和の鐘の設置とともに、金華山をイメージした植栽に彩られたテラス



### 1階 市民交流スペース 「ミンナト」

グランドピアノ、絵画などが設置されている休憩スペースで、イベントなどの開催場所としても活用可

# 2023▶2024 岐阜市のイベント

## 夏

- 歴博セレクション「美しき岐阜提灯の世界」  
6月3日(土)~7月17日(月・祝)/歴史博物館
- 岐阜城パノラマ夜景  
7月15日(土)~8月31日(木)/岐阜城



- 長良川まつり・鮎供養 7月16日(日)/神明神社・長良川河畔
- 特別展「大空そして宇宙へ」  
7月21日(金)~8月31日(木)/科学館
- 企画展「鵜飼〜篝火がおりなす伝統漁〜」  
8月4日(金)~9月24日(日)/歴史博物館
- ぎふ長良川花火大会  
8月11日(金・祝)/長良川河畔
- 境川ふれあい夏祭り花火大会  
8月26日(土)/境川緑道公園
- 伝統文化の夕べ 長良川薪能  
9月2日(土)/長良川河川敷特設舞台



▲長良川薪能

## 秋

- 岐阜城パノラマ夜景  
9月2日(土)~11月26日(日)の土日祝日/岐阜城
- 特別展「天下統一 信長・秀吉・家康と岐阜」  
10月7日(土)~11月19日(日)/歴史博物館

- 岐阜公園菊人形・菊花展  
10月下旬~11月下旬/岐阜公園
- ぎふ信長まつり  
11月4日(土)・5日(日)/中心市街地
- 岐阜市農業まつり  
11月5日(日)(予定)  
/JR岐阜駅北口駅前広場周辺(予定)
- さんぽde野外ライブ  
11月5日(日)/ぎふメディアコスモスほか
- ぎふサイエンスフェスティバル2023  
11月18日(土)/文化センター
- ぎふ市民健康まつり  
11月19日(日)  
/文化センター、柳ヶ瀬健康運動施設「ウゴクテ」ほか



▲岐阜公園菊人形・菊花展

## 冬

- 企画展「ちょっと昔の道具たち」  
12月8日(金)~令和6年3月10日(日)/歴史博物館
- 池ノ上みそぎ祭  
12月9日(土)/葛懸神社、長良川河畔

- ぎふ灯り物語  
12月~1月(予定)/岐阜公園ほか
- こよみのよぶね  
12月22日(金)(冬至の日)/  
鵜飼観覧船のりば付近  
長良川右岸プロムナード一帯



▲こよみのよぶね

- 金華山からの初日の出  
(金華山ロープウェイ運転)  
1月1日(月・祝)/金華山
- 安楽庵策伝顕彰落語会  
1月8日(月・祝)/浄音寺
- 第16回ぎふジャズフェスティバル  
1月21日(日)/文化センター
- ハートフルフェスタ2024  
1月中~下旬/ハートフルスクエアG
- 第21回全日本学生落語選手権「策伝大賞」  
2月16日(金)・17日(土)(予定)/長良川国際会議場



▲策伝大賞

## 春

- ぎふ梅まつり  
3月上旬/梅林公園ほか
- 企画展「こままでわかった!岐阜の古墳」  
3月30日(土)~5月(予定)/歴史博物館

- 岐阜まつり  
4月6日(土)/伊奈波神社参道ほか
- 第52回道三まつり  
4月6日(土)・7日(日)/中心市街地
- 手力の火祭  
4月13日(土)/手力雄神社
- 岐阜城パノラマ夜景 4月~5月(予定)



▲道三まつり

※期日・内容は変更になる場合があります。最新情報は、市ホームページでご確認ください。

観光についての☎ 観光コンベンション課(市庁舎10階/☎265-3984)、(公財)岐阜観光コンベンション協会(神田町1-8-5協和興業ビル6階/☎266-5588)

## ■伝統工芸品

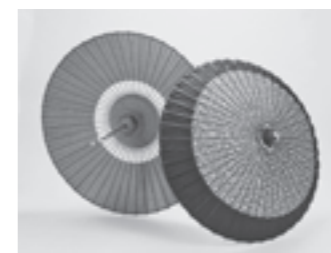
古くから美濃和紙の産地が近く、薄くて丈夫な和紙や良質な竹に恵まれたことにより、岐阜提灯、岐阜和傘、岐阜うちわ、のぼり鯉・花合羽(油紙)などの伝統工芸品が育まれてきました。いずれも脈々と受け継がれる熟練した職人の技が光ります。また、武者のぼりや大漁旗などの染色方法である美濃筒引き本染め・手刷り捺染という古来の技法も受け継がれています。岐阜提灯は平成7年、岐阜和傘は令和4年にそれぞれ国の伝統的工芸品に指定されています。

### ●岐阜提灯



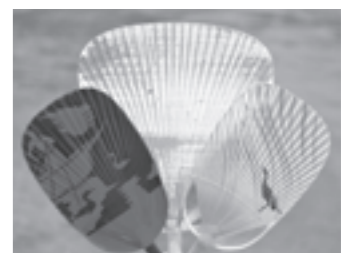
250年以上の歴史を持つ「岐阜提灯」。岐阜で生産される細いひごを巻き、薄い紙を張った美しい提灯。全国有数の産地を誇ります。

### ●岐阜和傘



主に加納地域で生産されている「岐阜和傘」は、熟練した職人の細やかな手作業によるいくつもの工程を経て作られる、人を和ませる華やかで繊細な工芸品です。

### ●岐阜うちわ



「岐阜うちわ」には、仕上げに漆を塗った「塗うちわ」、柿渋を用いた「渋うちわ」のほか、がんび紙を張り、専用のニスを使って仕上げる「水うちわ」があります。

## ウゴクテ・ツナグテ・中保健センター 徹明通2-18 柳ヶ瀬グラッスル35 3、4階

JR岐阜駅から北へ約1kmの柳ヶ瀬商店街の南玄関口に位置する、柳ヶ瀬の新たなランドマーク「柳ヶ瀬グラッスル35」内の3階に健康運動施設「ウゴクテ」と中保健センター、4階に子育て支援施設「ツナグテ」があります。「ウゴクテ」は、生活習慣の改善や健康づくりへの関心が薄い人などに健康づくりの「きっかけ」を提供する施設です。「ツナグテ」は、遊びを通じて子どもの生きる力を育み、子育て家庭を応援する施設です。何度も行きたくなる、魅力ある施設ですので、ぜひご利用ください。

### ■柳ヶ瀬健康運動施設「ウゴクテ」／☎214-3760 コンセプト「動く習慣で、伸ばそう健康寿命」



#### ●トレーニングルーム

一人一人の体力に合わせて使用できる運動器具を用意しています。ランニングマシン、エアロバイク、筋力トレーニング機器など17種類、約30台を設置。※利用は中学生以上。



#### ●フィットネススタジオ

エアロビクスやヨガなど、年齢や目的に合わせて選べる多彩な教室(1日1~2回)を開催します。※貸室としても利用可。

#### ●ウゴクテスタジオ

自主的な運動スペースです。ストレッチや体操などご利用ください。また、気軽に参加できる無料教室(1日1回)も開催します。



※トレーニングルームなどの利用には、利用登録カードが必要です。また、原則室内用運動靴をご持参ください。「すこやか交流室」、「多目的室」などの貸室もあります。※料金など詳細は、ホームページをご覧ください。(42ページにも一部掲載)

### ■中保健センター／☎214-6630

乳幼児健康診査や健康相談、精神保健、難病などの申請受け付けを行います。子育てに関することや、健康、各種手続きなど、お気軽にご相談ください。

#### 【開館時間・休館日】

3階 ウゴクテ 月～土曜日の午前9時～午後9時 日曜日・祝日の午前9時～午後5時／休館は木曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始  
※すこやか交流室、多目的室は開館時間・休館日が一部異なる。

中保健センター 午前8時45分～午後5時30分／休館は土日祝日、年末年始

4階 ツナグテ 午前10時～午後6時／休館は毎月最終木曜日、年末年始

#### 【アクセス】

○バス 「文化センター金神社前」バス停＝徒歩3分・「金華橋通り柳ヶ瀬」/「徹明町」/「柳ヶ瀬」バス停＝徒歩4分  
「高島屋前」バス停＝下車すぐ

○車 ウゴクテ・ツナグテ/近隣駐車場をご利用ください。

中保健センター/金公園地下駐車場をご利用ください。窓口、健康診査にかかった時間分の駐車料金は市が負担。

○自転車 柳ヶ瀬グラッスル35の駐輪場をご利用ください。

### ■柳ヶ瀬子育て支援施設「ツナグテ」／☎214-3117 コンセプト「あそび場はまなび場」



#### ●きつずエリア

ネット遊具などがあり、元気よく駆け回ることのできる「ゴーゴーフィールド」、粘土あそびやお絵描きが楽しめる「そうぞうアトリエ」、小さなお子さんが安心して遊ぶことのできる「はいはいパーク」があります。※18歳以上の引率者が必要。大人のみ、子どものみ、中学生以上18歳未満の人の入場は不可。



#### ●ふぁみりーエリア

図書館との連携コーナーを設け、親子で読み聞かせができるスペースや、就学前のお子さんを一時預かりする「あずかルーム」(有料)、子育てに関する講座やイベントなどができる研修室「まなべルーム」(有料)などがあります。



※料金など詳細は、ホームページをご覧ください。(42ページにも一部掲載)

▼ホームページはこちら



ウゴクテ ツナグテ

## みんなの森 ぎふメディアコスモス



みんなの森 ぎふメディアコスモスは、知の拠点の役割を担う「市立中央図書館」、絆の拠点となる「市民活動交流センター」「多文化交流プラザ」、文化の拠点となる「展示ギャラリー」などからなる複合文化施設です。子どもから大人までが楽しめる“静かなるにぎわい”のある場所に足を運んでみませんか。

### ■ぎふ古今(シビックプライドプレイス)

1階正面エントランス付近には、岐阜市の魅力的な情報を集めた拠点「ぎふ古今」があります。オリジナルまち歩きマップが作れる「まち歩きステーション」、岐阜市の記憶を古地図と古写真でたどる「ぎふ歴史ギャラリー」、岐阜市で活躍する人を過去の偉人とともに紹介する「岐阜な人カード」など、気軽にご覧いただけるコンテンツをたくさんご用意しています。

## 子ども・若者総合支援センター“エールぎふ” 明德町11／☎0120-43-7830

子ども・若者に関するさまざまな悩みや不安についての相談を受け、一人一人の成長段階に応じた総合的・継続的な支援を行っています。20歳未満の子ども・若者、保護者、教職員などからの電話・来所・メール相談に応じます。まずは総合相談員がお話を伺い、相談内容に応じた専門相談員をご紹介します。どこへ相談したらよいか迷った場合も、気軽にお問い合わせください。



■子育てに関する相談 「子育てに自信がない」「子どもが言うことを聞かない」などの子育ての困りごとの相談、子どもの養育に困難を抱えている保護者の相談に応じます。

■児童虐待に関する相談・通告 子どもの泣き声がある、子どもに不自然な「けが」や「あざ」があるなど、「虐待かもしれない」と感じたら、迷わずに相談・通告してください。通告者の秘密は守ります。

■発達に関する相談 ことばが遅い・友だちとうまく遊べないなどの幼児期の発達や、集中できない・こだわりが極端に強い・学習が進まないといった学齢期以降の発達に関する相談に応じます。

■不登校などに関する相談 学校生活上の悩みや登校しづら、不登校に関する相談に応じます。

■いじめに関する相談 いじめに関する相談に応じます。一人で悩まずに早めに相談してください。

■20歳前までの相談 非行、家庭内暴力、対人関係のトラブル、ひきこもり、仕事が続かないなど、20歳前までの青少年の相談に応じます。

■専門家による相談 総合相談の後、必要に応じて医師(小児科・児童精神科)・弁護士など専門家によるアドバイスや臨床心理士によるカウンセリングを受けることができます。保護者や教職員などからのご相談も受けます。

## 司町40-5／☎265-4101

■有料貸出施設 ホール、ギャラリー、スタジオ(貸室)などを有料で使用できます。申込方法や使用料など、詳細については、施設貸出カウンターへお問い合わせください。※ホームページもご覧ください。

#### 【開館時間】

ぎふメディアコスモス 午前9時～午後9時  
岐阜市立中央図書館 午前9時～午後8時  
市民活動交流センター 午前9時～午後9時  
多文化交流プラザ 午前9時～午後9時(月～金曜日)  
午前9時～午後5時45分(土日祝日)  
午前8時～午後9時30分

#### 【休館日】

毎月最終火曜日(祝日の場合は翌平日)および年末年始(12月31日～1月3日) ※他に保守点検などで臨時休館する場合あり。

#### 【アクセス】

○「岐阜市役所・メディアコスモス」バス停・「市役所・メディアコスモス西」バス停・「市民会館・裁判所前」バス停＝下車すぐ、「市役所・鶯谷高校口」バス停＝徒歩3分  
○有料駐車場 約300台(100円/30分)  
※所定の手続きにより、2時間まで無料。  
○無料駐輪場

### ■子どもホットダイヤル・メール(子ども専用)

☎0120-43-1474 ※24時間対応

✉ gifu43izime-nashi@soleil.ocn.ne.jp

※メール相談の返信は平日午前8時45分～午後5時30分

### ■児童虐待に関する相談・通告 ☎269-1600

#### ●児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189(いちはやく) ※24時間365日受付

### ■総合相談 ☎0120-43-7830

※平日午前8時45分～午後5時30分

✉ gifu-kodomo-wakamono@world.ocn.ne.jp

※メール相談の返信は平日午前8時45分～午後5時30分

●親子教室 発達面に心配のある就園前の1、2歳のお子さんと保護者を対象に、遊びの教室を開催しています。

●幼児支援教室 ことばやコミュニケーションの力を育むため、「あそび」を通してお子さんの発達状況に応じた支援を行い、保護者の子育てにも寄り添います。幼稚園・保育所(園)などや小学校と連携して就学に向けた支援も行います。総合相談(☎0120-43-7830)にお電話ください。料金は無料(教材費など実費負担になる場合あり)。市内8か所(長良・岐阜北・鷺山・岐阜東・市橋・加納・岐阜南・柳津)に教室あり。◆対象者 市内在住の3～5歳児

●子ども・若者自立支援教室 不登校児童生徒を対象に学習活動や小集団でのさまざまな体験を通して、社会的自立を目指します。一人一人に合った支援プログラムに基づいて、自立に向けた力を養う支援を行います。総合相談(☎0120-43-7830)にお電話ください。料金は無料(教材費など実費負担あり)。市内4か所(明德・七郷・岐陽・芥見)に教室あり。◆対象者 市内在住で学校生活への適応が困難な児童・生徒および18歳以下の就学していない人

# 大規模災害へ確かな備えを

岐阜市では、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されているほか、台風や集中豪雨による洪水など自然の脅威にたびたび直面しており、大規模災害による甚大な被害の危険と常に隣り合わせの状態にあるため油断は禁物です。大規模災害の対策は、自分の身の安全は自分で守る「自助」と、地域で助け合う「共助」が肝心です。一人一人が普段から防災意識を高め対策を進めることで、いざという時にも慌てずに行動でき、被害を軽減することができます。

問 都市防災政策課・防災対策課(市庁舎6階/☎267-4763)

## ■岐阜市で発生が予測される主な地震と被害

◆海溝型地震 海洋プレート(地殻)が大陸プレートの下に沈み込み、両者の境界で歪(ひず)みが発生し、やがてその歪みが跳ね返ることで発生する地震です。市内では、南海トラフ巨大地震による被害が想定されています。今後30年以内の発生確率は70~80%程度(地震本部ホームページより)と予測されています。

◆内陸型地震 活断層が突然動くことにより発生する地震です。市内では、揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯や、養老-桑名-四日市断層帯、阿寺断層帯による地震の被害が想定されています。

## ●岐阜市での被害予測

令和2年度に実施した南海トラフ巨大地震の被害想定では、市内の震度は5強~6強と予測されています。また、液化現象(地下水を含む地盤が地震動で泥水のようになり、地下埋設管の浮き上がりや重量構造物の沈下などが起こる)が広範囲で発生する危険性が予測されています。市ホームページで想定結果をご覧ください。

## 地震に対する、家庭の備えを

### ■家族防災会議を開きましょう

大規模災害が発生したとき、自分や家族の安全、財産を守るには、落ち着いて行動することが大切です。発生する季節や時間、家族が一緒に別々かによって行動は異なります。地域の地図(岐阜市地震ハザードマップ)や家の間取り図を用意し、災害の状況を想像しながら、次のような項目を話し合い、確認しましょう。

- 家族が一緒の場合：避難場所と避難経路、役割分担(火を消す、ガスの元栓を閉める、ブレーカーを落とす、避難口の確保、貴重品の持ち出し、隣近所への声かけなど)
- 家族が別々の場合：連絡方法と合流場所・合流方法
- 子どもや高齢者・障がいのある人がいる場合：通園・通学先や施設との連絡・送迎方法
- 自宅内外の危険物や危険箇所とその対策
- 非常持ち出し品・非常備蓄品の内容と保管場所
- 非常食の確認  応急手当の方法
- 子どもだけで留守番をしている場合の行動(身の守り方、連絡方法、避難場所)

### ●正しい知識を持ち、地域との交流を

新聞やテレビ・ラジオ・インターネットなどで情報を入手し、大規模災害に対する正しい知識を身に付けましょう。また、防災訓練へ積極的に参加するなど、普段から地域で協力しあえる関係を築いておくことが大切です。

### ■避難場所・避難所を決めておきましょう

地震発生直後に慌てないよう、自宅や職場から近い避難場所・避難所を把握しておきましょう。実際に歩いて、避難経路や所要時間、経路上の目標物や危険箇所を確認します。避難場所や避難経路はあらかじめ複数決めておきましょう。→市ホームページで指定緊急避難場所・指定一般避難所の一覧と位置をご覧ください。

### ●地域の「指定緊急避難場所」および「指定一般避難所」の看板

◆特徴1 洪水・内水・土砂災害・地震の各災害別に災害時の利用可否を示す○×△や注意事項を表記しています。



◆特徴2 多言語(英語、中国語、タガログ語)で表記しています。

◆特徴3 「指定緊急避難場所」や「指定一般避難所」を文字だけでなく、絵文字のマークから認識できるようにしています。



### ●指定緊急避難場所(565か所)

発生直後に、一時的に避難する場所です。主に地震の時に避難する公園や学校のグラウンドなどの空き地や、風水害の時に避難する学校や公民館を指定しています。※指定緊急避難場所と指定一般避難所に重複して指定されている施設があります。

### ●指定一般避難所・その他避難可能施設(329か所)

住宅が被災・倒壊したり、がけ崩れの危険があったりするため、自宅へ帰れなくなった人が生活する場です。学校の体育館や地域の地区公民館、民間施設を指定しています。

### ■災害が起きる前に避難の準備をしましょう

避難所へ避難することが全てではありません。身の安全の確保ができる場合は、避難所以外への避難も検討しましょう。

### ●避難所以外への避難の準備

自宅の災害の危険性をハザードマップで確認し、安全が確認できる場合は在宅避難を検討しましょう。また、安全な地域に住む親戚や友人宅への避難も検討しましょう。避難の受け入れを事前にお願ひするとともに、災害が想定される場合は、早めの避難を心がけましょう。

### ●避難所への避難の準備

避難所の受付時の混雑を防ぐために「避難者カード」を事前に記入し、非常持ち出し品と一緒にしておきましょう。また、避難当日の健康状態を記入する「健康状態チェックカード」も準備しておきましょう。※「避難者カード」および「健康状態チェックカード」は市ホームページで入手できます。

### ■家族の連絡方法を確認しましょう

大規模災害が発生すると、固定電話や携帯電話は、停電で不通になったり、通話が集中してかかりにくくなったりします。連絡方法は複数の手段を確保しておきましょう。また、被災地内はつながりにくいため、連絡を取り次いでくれる遠くの親戚などを家族で決めておくことも有効です。

- ▶公衆電話 大規模災害時は通話が優先され、つながりやすくなるほか、無料でかけられます(初めに10円硬貨が必要)。
- ▶携帯電話のメール 大規模災害時は、携帯電話の音声に比べてメールはつながりやすい傾向にあります。
- ▶SNS(ツイッター、フェイスブック、ラインなど) 通信障害の影響を受けにくく、熊本地震で安否確認に役立ちました。ただし、誤った情報(デマ)には注意しましょう。
- ▶災害用伝言ダイヤル「171」 安否の確認に伝言を録音し、再生できます。

【録音】「171」をダイヤル⇒「1」を選択⇒自宅や相手の電話番号○○○-○○○-○○○○をダイヤルして伝言を録音  
【再生】「171」をダイヤル⇒「2」を選択⇒自宅や相手の電話番号○○○-○○○-○○○○をダイヤルして伝言を再生

▶ケータイ「災害用伝言板」 携帯電話各社と契約が必要。メニューから「災害用伝言板」を選択し、伝言を入力。相手の携帯電話番号を入れて伝言を確認します。

▶張り紙 油性マジックで書き、玄関などに張ります。

## ■地震に強い住まいづくりを進めましょう

### 【家具や家電製品の転倒・落下を防ぐために】

- 1 家具をL字金具や突っ張り棒などで柱に固定する。
- 2 家具の下に滑り止めシートを敷く。
- 3 家具を積む時は上下を平型金具で固定する。
- 4 重い物を下に、軽い物を上に収納し、重心を低くする。
- 5 家具の上に物を置かない。
- 6 冷蔵庫は転倒防止用ベルトで背面と、テレビは転倒防止用バンドやスタンドで背面やテレビ台と固定する。
- 7 1本のコードで吊られている照明器具は補強する。
- 8 家具や家電製品が倒れても安全な位置で就寝する。

### 【屋外でも対策を】

- 12 プロパンガスのボンベは転倒しないように鎖で固定する。
- 13 ブロックやコンクリートの塀、石垣の崩れは補強する。
- 14 ベランダの物干し竿(さお)など落下しそうな物は固定する。植木鉢などは取り除いておく。

### 【火災を防ぐために】

- 15 カーテンは防災加工品を使用する。
- 16 ガスコンロなど火元付近には物を置かない。
- 17 暖房器具の対震自動消火装置が作動するか点検する。
- 18 火元付近に消火器を備える。浴槽に水を張る。
- 19 揺れを感知して電気を遮断する「感震ブレーカー」を設置する。

### 【避難時の通路を確保するために】

- 20 避難時の通路となる廊下やドア、玄関には家具や荷物を置かない。
- 21 寝室や高齢者・子どもの部屋にはなるべく大型家具を置かない。

## ■非常持ち出し品・非常備蓄品を準備しましょう

避難時に持ち出す「非常持ち出し品」と、救援物資の到達や電気・水道・ガス(ライフライン)の復旧までの生活を乗り切る「非常備蓄品」に分けて準備しましょう。

### ●非常持ち出し品

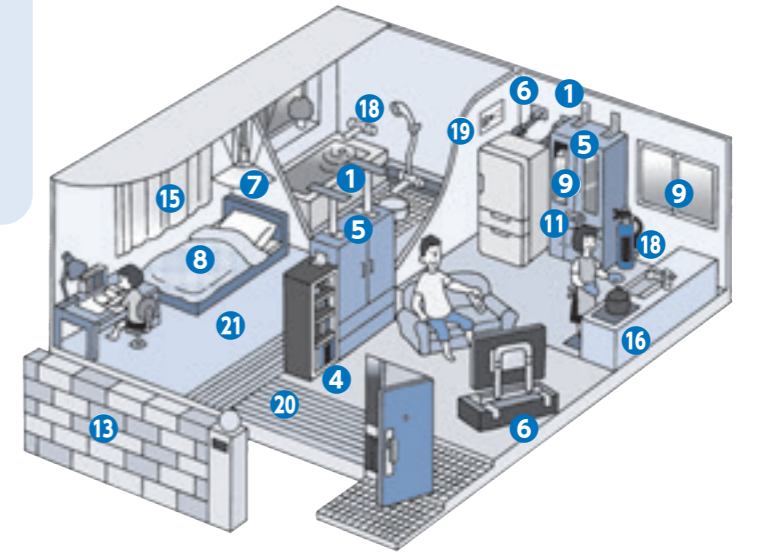
- 避難時に両手が使えるよう、リュックサックやアウトドア用ベストに入れ、玄関や枕元など持ち出しやすい場所に置きます。重くて避難の妨げにならないよう、軽くて小さな最低限の物を選びます。
- 飲料水  食料 食べやすく、保存期間が長く、調理せずに食べられるもの  保険証
  - 貴重品 現金(公衆電話用に10円硬貨も)、家族や親戚・知人の住所・電話番号の控えなど
  - 救急用品・医薬品 高齢者や持病のある人は薬やお薬手帳の写し  マスク  手指消毒液  せっけん  体温計
  - 避難者カード・健康状態チェックカード  ホイッスル(笛)
  - スリッパ  ヘルメット・防災頭巾
  - 厚手の手袋(軍手)  懐中電灯(予備の電池も)
  - 携帯電話(手動充電器や予備バッテリーも)
  - 携帯ラジオ(予備の電池も)  雨具・防寒具
  - 衣類(上着・下着・靴下)  底の丈夫な靴  ビニール袋
  - タオル・ハンカチ  ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
  - 携帯用トイレ  携帯用カイロ  ナイフ・缶切り
  - ライター・マッチ・ろうそく  筆記用具(油性マジックペン)

### 【家族構成や世帯事情に応じて】

- 紙おむつ・おしりふき  授乳用品
- 眼鏡・コンタクトレンズ  補聴器・入れ歯  生理用品

### 【ガラスや食器類などの飛散を防ぐために】

- 9 窓ガラスや食器棚のガラスなどに飛散防止シートを貼る。
- 10 食器棚の食器が滑り出さないように防止枠を設ける。
- 11 開き扉は掛け金などを使い、扉が開かないようにする。



### ■家具固定器具の取り付けを行っています

家電製品を除く、たんす、本棚など寝室に設置の家具2点まで、家具固定器具(器具代は申請者の負担)を取り付けています。申請方法など詳細はお問い合わせください。◆対象者 ①高齢者(65歳以上)のみの世帯に属する人 ②要介護認定者 ③身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人 ◆申込締切 令和5年12月28日(木)

### ●非常備蓄品

- 非常備蓄品は、最低でも3日分、できれば1週間分が必要です。無くては生活できない物を選び、家具や家屋が倒れても取り出しやすい場所(屋外の物置、車のトランク、玄関付近など)に分散して配置し、家族全員が保管場所を把握するようにします。
- 飲料水 1人1日3ℓ(リットル)を目安に。給水用ポリタンクにもためておく
  - 食料 保存期間が長く、簡単な調理で食べられるもの
  - 水を加えて食べられる米(アルファ化米)
  - 缶詰 ●乾パン・ビスケット ●インスタント食品・レトルト食品 ●あめ・チョコレートなど菓子類
  - 割り箸  スプーン・フォーク  紙皿・紙コップ
  - 毛布・寝袋  敷物(ビニールシートなど)
  - 衣類(上着・下着・靴下)  タオル・ハンカチ
  - ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
  - 水を使わないシャンプーなどの洗面・入浴用具
  - カセットコンロ(ガスボンベも)
  - 固形燃料  ランタン
  - 新聞紙  鍋
  - 簡易トイレ  ラップフィルム
  - 布製ガムテープ  さらし
  - ビニール袋・ポリ袋
  - バールやスコップなどの工具・ロープ(救助活動用)





# 1 防災・防火・救急

問 防災対策課(市庁舎6階/☎267-4763)

## ■避難行動要支援者名簿登録制度

災害時に、自力または家族だけでは避難が困難で特に支援が必要な人(避難行動要支援者)を地域で支援するため、支援の必要な人を把握し名簿を作成しています。この名簿を市、自主防災組織、消防団、民生・児童委員、社会福祉協議会、警察が所有し、安否確認などの支援に備えます。

◆対象者 次のいずれかに該当する人 ①要介護度1~5 ②ひとり暮らし高齢者(65歳以上) ③高齢者世帯(夫婦ともに65歳以上) ④身体障害者手帳1~6級所持者 ⑤療育手帳A・A1・A2・B1・B2所持者 ⑥精神障害者保健福祉手帳1~3級所持者 ※①~⑥以外でも特に支援が必要な人は登録申請可。◆登録方法 「避難行動要支援者名簿登録・個別避難計画作成・計画情報提供申請書」に記入の上、福祉部、都市防災部または各事務所の窓口へ提出してください(郵送可)。申請書は市ホームページから入手できます。◆登録上の注意 ①災害の予測は困難であり、万全の体制がとれるとは限らず、支援活動ができないこともあります。②全ての名簿提供先から誓約書を受領し、個人情報の適正な取り扱いおよび管理に細心の注意を払います。

## ▶防災行政無線テレフォンサービス

☎0800-200-6931 ※通話料無料(県内固定電話のみ利用可)  
☎267-5010 ※通話料有料(携帯電話、県外固定電話はこちらを利用)

問 都市防災政策課(市庁舎6階/☎267-4763)

## ■「岐阜市総合防災安心読本」を活用して、災害に備えましょう

「岐阜市総合防災安心読本」では、地震、洪水、内水、土砂災害の各種ハザードマップと危険度の高い場所や必要な対策を周知しています。日ごろから防災対策を進めるとともに、自宅や勤務先・通学先の周辺の被害想定を把握して、災害に備えましょう。

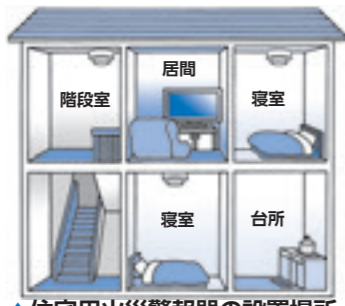
→市ホームページ、スマートフォン向けアプリからご覧になれます。



問 消防本部予防課(美江寺町2-9/☎262-7163)

## ■住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅火災による死者は高齢者が多く、就寝時間帯の逃げ遅れによる被害が多い状況から、全ての住宅(アパートやマンションなど共同住宅の住居部分も含む)の寝室・階段上部(寝室が2階以上にある場合)に住宅用火災警報器の設置が義務化されています。



▲住宅用火災警報器の設置場所

◆種類 煙式(火災の煙を感知して、警報音や音声で火災を知らせます。電源式と電池式があります)  
◆購入場所 電器店やホームセンターなど  
◆警報が鳴った時 火災ならば、周りに大声で知らせ、119番通報。初期消火が不可能ならばただちに屋外に避難を。火災でなければ、停止ボタンを押すかひもを引き、室内の換気を。

◆月1回は点検を ほこりが付くと感知しにくくなるので拭き取りましょう。正常に作動するかテストも実施しましょう。  
◆交換 電池切れの時は音声などでお知らせします。警報器本体の寿命はおおむね10年です。10年経過したら電池・機器交換をしましょう。

問 消防本部消防総務課☎262-7161、中・南・北消防署

## ■消防団員を募集しています

消防団は、消防本部や消防署と同じく法律に基づき市町村に設けられる消防機関です。消防団員の身分は、特別職(非常勤)の地方公務員です。自分の職業を持つ地域の皆さんが、自分の意思で入団しています。入団後は年間、一定額の報酬と災害や訓練などに出勤した場合の出勤報酬、5年以上勤務し退団した場合に退職報償金が支給されます。また、公務災害補償、被服貸与、表彰などの制度があります。

問 消防本部指令課☎262-8151

## ■音声による通報が困難な人が火災・救急などの緊急通報をする手段

- ①Net(ネット)119 スマートフォン、タブレットなどでWebサイトから通報できます。※要事前登録
- ②メール119 携帯電話のメールまたはSMS(ショートメッセージ)機能で通報できます。※要事前登録
- ③FAX119 自宅などのFAXで119番をダイヤルし、送信することで通報できます。※事前登録不要
- ◆①②の登録対象者 市内在住・在勤・在学で、聴覚・音声・言語機能に障がいのある人
- ◆①②の登録窓口 消防本部指令課または障がい福祉課
- ※①Net119はWeb申請ができます。詳細は市ホームページをご覧ください。

## ■119番通報のポイント・注意点

- ①~③について、落ち着いて伝えてください。
- ①災害の種類(火事か救急か)
- ②発生場所(住所・建物名称・目印となる目標物)
- ③災害の状況(火事の状況、けがや病気の症状)
- ◎通報時には位置情報通知システムにより通報者のいる場所が通知されますが、携帯電話からの通報は電波状況により誤差が大きくなる場合があるため、可能な場合は固定電話から通報してください。
- ◎発信者番号非通知の場合は位置情報が通知されません。ただし緊急に必要と判断される場合には、位置情報を強制取得することがあります。
- ◎「サイレンを消して来てください」との通報もありますが、サイレンを鳴らさずに緊急走行することはできないため、ご理解ください。

- 火事・救急・救助は「119」
- ▶火災情報テレフォンサービス ☎264-9494
- ▶岐阜市消防本部 ☎262-8151
- ▶岐阜中消防署 ☎262-7165
- ▶岐阜南消防署 ☎272-2012
- ▶岐阜北消防署 ☎231-5308

# 2 登録と届出

問 市民課(市庁舎1階/☎214-2854)、各事務所

## ■住民登録の届出 ◎外国籍の人も該当します。 ※必ず決められた期間内に届け出てください。

届出の種類	届出期間	持参するもの	届出人
転入届(他市区町村から)	転入・転居をした日の翌日から14日以内	転出証明書・本人確認書類(免許証など)・マイナンバーカード	本人・世帯主または代理人(代理人の場合は委任状が必要)
転居届(市内で異動)		国民健康保険被保険者証・本人確認書類(免許証など)・マイナンバーカード	
転出届(他市区町村へ)	転出先が確定したら、あらかじめ(転出後14日以内を含む)	国民健康保険被保険者証・印鑑登録証・本人確認書類(免許証など)※マイナポータルを通じた「引越しワンストップサービス」を利用する人は来庁不要	

※外国籍の人は、在留カードもしくは特別永住者証明書とパスポート(ある人のみ)も持参してください。

問 市民課(市庁舎1階/☎214-2857)、各事務所

## ■特別永住者証明書に関する届出

法改正により平成24年7月9日から下記の申請に係る手続きが変わりました。詳細については、お問い合わせください。

- 特別永住者証明書有効期間更新申請
- 出生届出の際の特別永住許可申請
- 特別永住者証明書記載事項変更申請 など



問 市民課(市庁舎1階/☎214-2859)、各事務所

## ■印鑑登録の届出

※印鑑登録証の再交付、亡失届、転出時などの手続きについて、詳細はお問い合わせください。

届出人	持参するもの	本人確認に必要なもの	登録方法
本人	登録する印鑑	官公署発行の写真貼付の本人確認書類(住民基本台帳カード、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など)	即日登録
代理人	登録する印鑑、代理権授与通知書(委任状)	上記のものがない場合 本人および代理人の本人確認書類(官公署発行の写真貼付の本人確認書類、健康保険の被保険者証、年金証書、年金手帳など)	文書照会后 回答書を持参し登録

問 市民課(市庁舎1階/☎214-2857)、各事務所

## ■戸籍に関する主な届出 必ず決められた期間内に届け出てください。

届出の種類	届出期間	届出地	持参するもの	届出人
出生届	生まれた日を含め14日以内	・子の本籍地 ・届出人の所在地 ・出生地	・出生証明書(出生届書についていますので、医師に証明を受けてください) ・母子健康手帳 ・印鑑(届出人のもの)*1	父または母(事情がある場合、同居者・医師・助産師・その他立会者の順)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地 ・死亡地	・死亡診断書(死亡届書についていますので、医師に証明を受けてください) ・印鑑(届出人のもの)*1	同居の親族・同居していない親族・同居者など
婚姻届	届書を出した日から法律上の効力が発生	・夫または妻の本籍地 ・夫または妻の所在地	・夫妻双方の印鑑(1人は旧姓の印鑑)*1 ・証人(成人2人署名・押印)*1 ・戸籍謄本(市内に本籍のない人) ・届出人本人と確認できるもの(免許証など)	夫および妻
離婚届	・協議離婚の場合は、届書を出した日から法律上の効力が発生 ・裁判離婚の場合は、調停成立・審判確定の日から10日以内	・夫妻の本籍地 ・夫妻の所在地	・夫妻双方の印鑑*1 ・協議離婚の時、証人(成人2人署名・押印)*1 ・裁判離婚の時、調書の謄本または審判書もしくは判決書の謄本と確定証明書 ・戸籍謄本(市内に本籍のない時) ・届出人本人と確認できるもの(免許証など)	・協議離婚の場合は、夫および妻 ・裁判離婚の場合は、訴えを提起した申立人

※1 印鑑の持参、押印は任意です。  
◎上記以外の届出(転籍、養子縁組、離縁、親権および後見、氏名の変更届など)についてはお問い合わせください。  
◎届出地が岐阜市の場合は、届書は1通です。 ◎定められた届出期間の満了日が土日祝日の場合は、その翌平日までです。  
◎「婚姻届」「離婚届」「養子縁組届」「養子離縁届」「認知届」の届出人について、本人確認を行います。運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。



## 2 登録と届出

問 市民課(市庁舎1階)☎214-6175

### ■各種証明書などの種類と内容

- 戸籍の全部(謄本)・個人(抄本)事項証明: 戸籍に記載されている人の全部または一部を写したものの
- 戸籍の附票の写し: 住所の異動過程の証明
- 印鑑登録証明書: 登録された印鑑の証明
- 除籍謄本・抄本: 除籍された戸籍に記載された人の全部または一部を写したものの
- 住民票の写し: 住民票に記載された人の全部または一部を写したものの
- 除票の写し: 住民票から除かれた人の一部の写し(死亡・転出など)
- 住民票の記載事項証明書: 住所・氏名・生年月日など住民票の一部の証明
- 身分証明書: 禁治産・準禁治産・破産宣告・後見登記通知の有無についての証明
- 税に関する証明書: 市民税関係(所得証明書・所得課税証明書・課税証明書・扶養証明書・法人所在証明書)、納税証明関係(市県民税納税証明書・固定資産税・都市計画税納税証明書・法人市民税納税証明書・事業所納税証明書・軽自動車税(種別割)納税証明書・完納証明書)

### ■届出・証明はお近くの市民課・各事務所へ

名称	所在地	電話番号
市役所市民課	司町40-1 市庁舎1階	265-4141(代)
西部事務所	下鶴飼1-88-3	239-0004
東部事務所	芥見4-64	243-1001
北部事務所	福光東2-6-13	231-0641
南部東事務所	加納城南通1-20	271-0361
南部西事務所	市橋2-8-18	272-2021
日光事務所	日光町9-1-3	232-1480
柳津地域事務所	柳津町宮東1-1	387-0111

取扱日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時30分 ※市民課のみ土日祝日(年末年始を除く)午前9時15分～午後4時(一部交付できない証明書あり)

取扱業務 戸籍・住民票・印鑑に関する届出および証明 ※印鑑登録証明書の交付は印鑑登録証(市民カードなど)が必要  
身分証明書  
税に関する証明(市役所では固定資産関係は資産税課へ)

### ■証明書類のコンビニ交付をご利用ください

利用にはマイナンバーカードが必要です。※「利用者証明用電子証明書」登録済みのものに限る。手数料減免の取扱不可。

◆利用できる証明書 ①住民票の写し(現在世帯票のみ) ②印鑑登録証明書 ③戸籍謄本・抄本(現在戸籍のみ) ④戸籍の附票の写し(現在附票のみ) ⑤所得証明書・所得課税証明書(当年度のみ) ※手数料: ①②④⑤=1通300円、③=1通450円 戸籍、戸籍の附票の写しは、岐阜市に住民票の住所および本籍がある人に限ります。

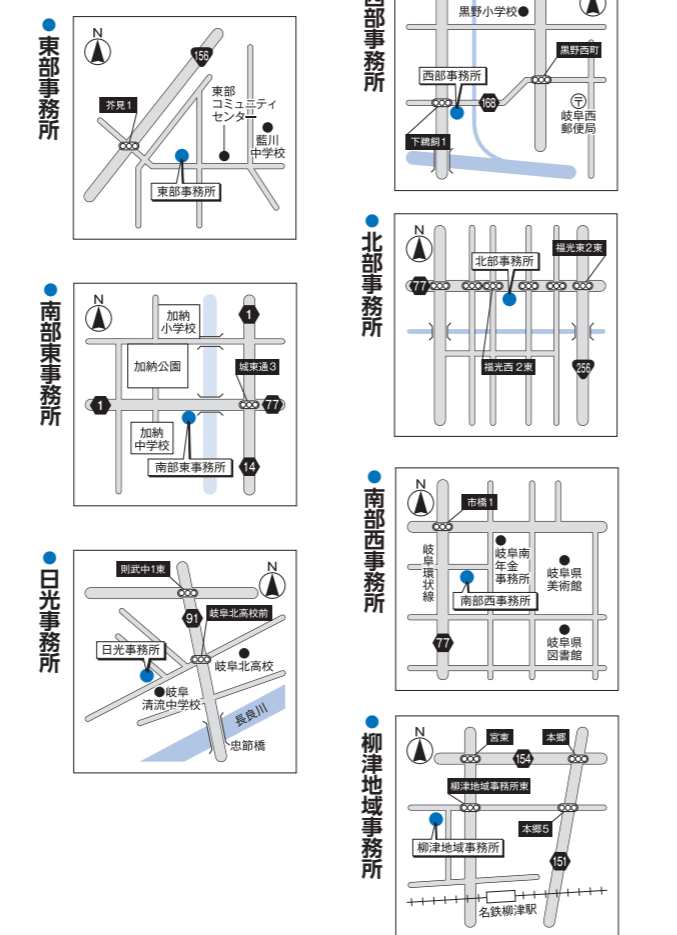
◆サービス提供コンビニエンスストア セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、一部のイオン、平和堂、マックスバリュ ※マルチコピー機設置店舗のみ

◆サービス提供日時 ①②⑤=毎日午前6時30分～午後11時、③④=平日午前9時～午後5時30分と土日祝日の午前10時～午後4時 ※年末年始(一部店舗は利用可)、保守作業、各店舗閉店時を除く

### ■岐阜地域に住所・本籍のある人は、岐阜・西濃・中濃22市町で各種証明書が交付できます

証明書の種類	①	②
住民票の写し	●住民票記載事項証明書	●印鑑登録証明書
除籍の謄本・抄本	●戸籍の附票の写し	●身分証明書
取扱い日時	月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時	
請求できる人	① 本人および本人と同居する家族(同一の住民票に記載されている人) ② 本人および本人と同一の戸籍に記載されている家族	
請求窓口	●岐阜市に住所・本籍のある人→下記市町の窓口でも可 ●下記市町に住所・本籍のある人→岐阜市の窓口でも可 【岐阜地域】岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・岐南町・笠松町・北方町 【西濃地域】大垣市・海津市・養老町・垂井町・関ヶ原町・神戸町・輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田町 【中濃地域】関市・美濃市 ※各市町の市民課・住民課などで請求できます。	

### ■各事務所のご案内



問 岐阜市旅券窓口(市庁舎1階・市民課内)☎214-2861

### ■旅券(パスポート)発給申請・受取

●申請できる人 日本国籍を有し、岐阜市に住居登録のある人、他の市町村(海外を含む)に住居登録して岐阜市に居所のある人

●取扱日時 月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く) ※岐阜県旅券センター(OKBふれあい会館内)でも申請・受取ができます。

### ■JR岐阜駅ステーションプラザ、各連絡所での各種証明書の発行

○: 交付可 ×: 交付不可 ※1: 持ち込みも交付可 ※2: 電算化されたもののみ交付可 ※3: 所得(課税)証明書のみ交付可

施設名	ステーションプラザ		三輪	佐波	長森	合渡	方県	日置江	網代
	開所日(年末年始を除く)	月～金	火～金	火～金	火～金	火～金	火～金	火～金	火～金
開所時間	8:30～17:30	17:30～19:00	9:00～17:15	9:00～17:00	9:00～17:15	13:10～16:00	9:00～11:45	9:10～11:45	13:10～16:00
戸籍の謄・抄本	○	○	○	○	○	○	○	○	○
除籍の謄・抄本	○	※2	○	○	○	○	○	○	○
改製原戸籍の謄・抄本	○	×	○	○	○	○	○	○	○
戸籍の附票の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍の除附票・改製原附票の写し	○	※2	○	○	○	○	○	○	○
受理証明書(上質は除く)	○	×	○	○	○	○	○	○	○
身分証明書	○	×	○	○	○	○	○	○	○
住民票の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票記載事項証明書(端末出力帳票のみ)	※1	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑登録証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
税に関する証明書	○	※3	○	○	○	○	○	○	○
広域相互発行	○(～17:00)	×	×	×	×	×	×	×	×

祝日は休み。三輪(北東部コミュニティセンター内)・佐波(もえぎの里内)・長森(長森コミュニティセンター内)は各センター休館日も休み。三輪は12:00～13:00(金曜日は12:00～13:15)、佐波・長森は12:00～13:00を除く。

- ▶上表各施設の所在地と電話番号
- ステーションプラザ(橋本町1-10-1/☎263-5301)
  - 三輪連絡所(福富迎田6-1/☎229-2111)
  - 佐波連絡所(柳津町下佐波西1-15/☎270-1080)
  - 長森連絡所(前一色1-2-1/☎247-2071)
  - 合渡連絡所(寺田3-11-1/☎251-3388)
  - 方県連絡所(安食443-2/☎238-8005)
  - 日置江連絡所(日置江1859-1/☎279-0863)
  - 網代連絡所(秋沢2-297/☎239-9262)

## 3 税金(市税に関する問い合わせや相談など)

問 市民税課(市庁舎3階)☎214-2063

### ■市民税・県民税の申告・課税

●市民税・県民税の申告 申告義務のない人でも、控除の適用や所得証明書の発行申請などのため、所得の申告が必要となる場合があります。

●市民税・県民税の減免 公的な扶助を受けている人、病気や失業、世帯の生計を維持していた人の死亡などで困りの人が対象です。

問 資産税課(市庁舎3階/土地係☎214-2058、家屋係☎214-2059、償却資産係☎214-2057)

### ■固定資産税・都市計画税の課税

●家屋の滅失・土地利用状況変更の届出 家屋を取り壊したとき(滅失登記済を除く)、取り壊す予定のとき、所有する土地の利用状況を変更したときは届出が必要です。

●固定資産税・都市計画税の減免 公的な扶助を受けている人が所有する固定資産や、災害による被害を受けた固定資産などが対象です。

### ■固定資産税・都市計画税に関する証明書

免許証など本人確認できるもの(代理人の場合は委任者が押印した委任状も必要です)を持参して、資産税課または各事務所へ。

#### ▼証明書の種類

評価証明書、評価課税証明書、公課証明書、固定資産税納税義務者(登録事項)証明書、固定資産税課税台帳記載事項証明書、無資産(土地・家屋・償却)証明書、償却資産証明書

問 税制課(市庁舎3階)☎265-3908

### ■軽自動車税(種別割)

- 軽自動車(原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車)の各種申告 取得、転居・転出・転入、車の主たる定置場の変更、廃車または譲渡・譲り受け、車の盗難などは、下記へ申告が必要です。
  - 原動機付自転車、小型特殊自動車→税制課
  - 三輪および四輪の軽自動車→軽自動車検査協会(羽島市福寿町千代田3-83/☎050-3816-1775)
  - 二輪車(125cc超)→中部運輸局岐阜運輸支局(日置江2648-1/☎050-5540-2053)

●軽自動車税(種別割)の減免 身体あるいは精神に障がいがあり要件を満たす人が対象です。

問 納税課(市庁舎3階)☎214-2098

### ■納税に関するお問い合わせ・相談

●口座振替、金融機関窓口、コンビニなどによる納付 市民税・県民税(普通徴収分)と固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)について、ご利用できます。

●市税の平日夜間・休日納付窓口 納税通知書、本人確認できるものをご持参ください。  
◆平日夜間 毎週木曜日(祝日と年末年始を除く)の午後5時30分～8時 ◆休日 毎週日曜日(年末年始を除く)の午前10時～午後3時 ◆場所 納税課

問 税事務推進課(市庁舎9階)☎214-2003

### ■税務証明の郵送・オンライン申請

窓口で直接受け取れない場合は、郵送またはオンラインで税務証明を申請できます。※オンライン申請は一部証明書のみのみ

## 4 国民健康保険 問 国保・年金課(市庁舎2階/☎214-2083)

職場の健康保険などいずれの保険にも加入していない人は、国民健康保険に加入が必要です。また、国民健康保険の加入・脱退などには届出が必要です。届出事由が発生したら14日以内に、国保・年金課または市民課、各事務所へ届け出てください。

### ■こんな時には届出を

こんな時	手続きに必要なもの	
国民健康保険に入る	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の市区町村から転入してきた</li> <li>職場の健康保険をやめた</li> <li>職場の健康保険の被扶養者からはずれた</li> <li>子どもが生まれた</li> <li>生活保護を受けなくなった</li> </ul>	転出証明書 健康保険資格喪失証明書 母子健康手帳 保護廃止決定通知書
国民健康保険をやめる	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の市区町村へ転出する</li> <li>職場の健康保険へ入った</li> <li>職場の健康保険の被扶養者になった</li> <li>国民健康保険の被保険者が死亡した</li> <li>生活保護を受けるようになった</li> </ul>	保険証 国民健康保険の保険証、職場の健康保険に加入した証明書または加入したことがわかるもの(職場の健康保険証など加入者全員の名前がわかるもの) 亡くなられた人の保険証、死亡診断書 保険証、保護開始決定通知書
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内で住所が変わった・世帯主や氏名が変わった</li> <li>世帯が分かれたり、一緒になった</li> <li>修学のため、別に住所を定める</li> <li>保険証を紛失または破損したとき</li> </ul>	保険証 保険証、在学証明書 来庁者の本人確認できるもの(免許証など)

※届出の際には、マイナンバーカードや運転免許証などで来庁者の本人確認をさせていただきます。世帯を別にしている人が代理で手続きをする場合は委任状が必要です。マイナンバーのわかるものがが必要です。

### ■高額療養費の支給

保険対象医療費の患者負担額が、月ごとに同じ医療機関など(入院・外来・歯科別)において、右表および下表の限度額を超えた時、超えた額が支払われます。ただし、70歳未満の人は、同じ世帯で同じ月内に21,000円以上の自己負担金が増え生じた場合は合算されます。該当する際は、約3か月後に市から通知しますので申請してください。

◆申請に必要なもの 高額療養費支給申請書、印鑑、世帯主の保険証、医療機関の領収書、来庁者の本人確認できるもの

#### ▼70歳未満の人の自己負担限度額

世帯の所得要件 1か月の自己負担限度額(3回目まで) 4回目から※1

基礎控除後の総所得が901万円を超える 252,600円(医療費が842,000円を超えた時は、超えた分の1%を加算) 140,100円

基礎控除後の総所得が600万円超～901万円 167,400円(医療費が558,000円を超えた時は、超えた分の1%を加算) 93,000円

基礎控除後の総所得が210万円超～600万円 80,100円(医療費が267,000円を超えた時は、超えた分の1%を加算) 44,400円

基礎控除後の総所得が210万円以下 57,600円

住民税非課税 35,400円 24,600円

※1：同一世帯で診療を受けた月(その月を含む)以前12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合4回目から適用される限度額

※2：現役並み所得世帯は、一部負担金の割合が3割

※3：「現役並み所得者Ⅰ」「現役並み所得者Ⅱ」の人は「限度額適用認定証」の申請が必要

※4：所得によってⅠとⅡに分かれます。また、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請が必要

※5：8月から翌年7月までの自己負担額の上限

◎所得の申告がない場合は上位所得世帯とみなされますのでご注意ください。

区分	1か月の自己負担限度額		
	外来(1人あたり)	外来+入院(世帯単位) 3回目まで 4回目から※1	
住民税課税世帯	Ⅲ(住民税課税所得690万円以上)	252,600円 ※総医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	140,100円
	Ⅱ(住民税課税所得380万円以上)※3	167,400円 ※総医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	93,000円
	Ⅰ(住民税課税所得145万円以上)※3	80,100円 ※総医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
	一般	18,000円(年間上限※5144,000円)	57,600円 44,400円
住民税非課税世帯※4	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

### ■限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

●69歳までの住民税課税世帯の人が、一つの医療機関に支払う医療費が高額になる場合、保険証と「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口で支払う医療費(保険対象分)が自己負担限度額までになります。ただし、申請が必要です。

※70歳以上の住民税課税世帯で自己負担額2割の人は、「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を提示すると、限度額適用認定証の代わりになります。住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。現役並みの所得がある人も「限度額適用認定証」の申請が必要な場合があります。

●住民税非課税世帯の人が入院した場合、保険証と「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、右表のとおり食事代が減額されます。申請が必要です。

◆対象者 限度額適用認定証：保険料の滞納のない人、標準負担額減額認定証：資格証明書でない人

◆申請に必要なもの 保険証、申請直前に保険料を納付した場合はその領収書、来庁者の本人確認できるもの、マイナンバーのわかるもの

#### ▼入院時の食事代(いずれも1食分)

住民税課税世帯(減額されません)	住民税非課税世帯		
	69歳まで	70歳以上	
		区分Ⅱ	区分Ⅰ
460円	210円(90日以内)、160円(90日超の時・申請の翌月から)		100円

※住民税非課税世帯の減額は申請月の初日から適用されます。※療養病床に入院する65歳以上の人の食事代は、別に基準があるほか、別途居住費が必要です。

### ■出産育児一時金の支給

国民健康保険の被保険者が出産した時は、世帯主が請求してください。また、市から医療機関に対して直接一時金を支払うこともできます。

### ■葬祭費の支給

国民健康保険の被保険者が亡くなった時、葬祭を行った人が請求してください。◆申請に必要なもの 亡くなった人の保険証、死亡診断書、葬祭を行った人の確認できるもの(会葬礼状など)、葬祭を行った人の印鑑、預金通帳、マイナンバーのわかるもの

### ■療養費の支給

#### ●保険証を持たずに治療を受けた時

緊急時ややむを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けた場合、旅行先(海外渡航中を含む)などで病気になり医療機関で治療を受けた場合、治療費の一部を支給します。◆申請に必要なもの 診療(調剤)報酬明細書、領収書、印鑑、保険証、預金通帳、マイナンバーのわかるもの

●コルセットなどの補装具代金 ◆申請に必要なもの 補装具を必要とした医師の証明書、領収書(明細を含む)、印鑑、保険証、預金通帳、マイナンバーのわかるもの

### ■高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険で1年間(毎年8月1日から7月31日まで)に支払った医療費と介護サービス費の合計額(高額療養費や高額介護サービス費を除く)が、世帯単位の算定基準額(世帯の所得に応じて決定)を超える場合は、超えた金額を支給します。

## 5 国民年金(日本に住んでいる20歳から60歳の人は全員加入)

問 ●国民年金：国保・年金課(市庁舎1階/☎214-2086)、岐阜北年金事務所☎294-6364  
●厚生年金：岐阜北年金事務所☎294-6364、岐阜南年金事務所☎273-6161、街角の年金相談センター岐阜(香蘭2-23・オーキッドパーク内/来訪相談専用)

国民年金の加入者は3タイプ	●第1号被保険者	●第2号被保険者	●第3号被保険者
は3タイプ	自営業、農林漁業などの人とその配偶者、20歳以上の学生など	職場の年金(厚生年金保険)に加入している人	第2号被保険者に扶養されている配偶者

■こんな時には届出を 届出が遅れると年金が受けられなくなる場合もありますので、ご注意ください。

こんな時	手続き先	手続きに必要なもの
20歳になった	第1号被保険者⇒市役所、年金事務所 第3号被保険者⇒配偶者の勤務先	本人確認できるもの(免許証など) 配偶者の勤務先へお問い合わせください
会社を退職した	市役所	年金手帳※、資格喪失証明書または離職証明書
会社に就職した	勤務先	勤務先へお問い合わせください
配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先へお問い合わせください
配偶者の扶養からはずれた	市役所	年金手帳※、資格喪失証明書
配偶者が会社をかわった	配偶者の新しい勤務先	配偶者の新しい勤務先へお問い合わせください
住所・氏名が変わった	第1号被保険者⇒年金事務所 第2・3号被保険者⇒勤務先	年金事務所へお問い合わせください 勤務先へお問い合わせください
海外に居住して任意加入する ※日本人に限り 海外に居住して任意加入しない 60歳以降任意加入する・やめる	国内に協力者がいる⇒市役所 国内に協力者がいない⇒年金事務所 市役所	年金手帳※、本人確認できるもの(免許証など)ほか 年金手帳※、預金通帳、通帳届出印
手帳(基礎年金番号通知書)をなくした	第1号被保険者⇒市役所、年金事務所 第2号被保険者⇒勤務先 第3号被保険者⇒配偶者の勤務先	本人確認できるもの(免許証など) 勤務先へお問い合わせください 配偶者の勤務先へお問い合わせください
保険料の納付が困難な時	免除(納付猶予)申請をする 学生納付特例を申請する	市役所 市役所
年金を受ける手続き	老齢基礎年金の受給手続き	第1号被保険者期間のみ⇒市役所 第3号被保険者期間を含む⇒年金事務所
	障害基礎年金の受給手続き	20歳前に障がいになった場合⇒市役所 初診日に第1号被保険者⇒市役所 初診日に第3号被保険者⇒年金事務所
	亡くなった	第1号被保険者期間のみ⇒市役所 国民年金受給中⇒年金事務所

※年金手帳もしくは基礎年金番号通知書が必要です。

申請が必要です。※支給基準額(500円)を超えた場合に支給します。70歳未満の人の場合、21,000円未満の自己負担金は合算できません。

### ■非自発的失業者に係る国民健康保険料の軽減

解雇や倒産などの理由により離職された場合において、失業された人の給与所得を、100分の30とみなして国民健康保険料を算定できる場合があります。◆対象者 離職時に64歳以下の人 ◆届出に必要なもの 雇用保険受給資格者証、マイナンバーのわかるもの、来庁者の本人確認できるもの

### ■国民健康保険料の平日夜間・休日納付窓口

保険料納入通知書または保険証(もしくは資格証明書)、本人確認できるものをご持参ください。◆平日夜間 毎週木曜日(祝日と年末年始を除く)の午後5時30分～8時 ◆休日 毎週日曜日(年末年始を除く)の午前10時～午後3時 ◆場所 納税課

### ■特定健康診査

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、糖尿病、高血圧などの生活習慣病をいち早く発見するとともに、重症化の予防を目的とした健診です。◆対象者 受診日に国民健康保険の資格がある40～74歳の人 ※対象者へ受診券を郵送します。

### ■一部負担金の減免制度

災害や病気など特別の事情により収入が一定額以下になり、入院などで医療機関へ支払う一部負担金の支払いが困難になった時、減免や支払い猶予を一時的に受けられる場合あり。

## 6 介護保険

問 介護保険課(市庁舎2階/☎214-2089)

### ■介護保険は、40歳以上65歳未満の医療保険加入者と65歳以上の全ての人加入します

●**第1号被保険者：65歳以上の人** 介護や支援が必要と認定された場合、サービスが利用できます。

●**第2号被保険者：40歳以上65歳未満の人**

老化が原因とされる特定の疾病により介護や支援が必要と認定された場合にサービスが利用できます。

### ■介護保険料

●**第1号被保険者** 高齢者福祉計画をもとに基準額が決まります。基準額：月額6,700円をもとに、所得に応じて13段階に分かれます。詳細は6月中旬にご案内します。

納付方法は、特別徴収と普通徴収に分かれます。特別徴収は、年金の定期支払いの際にあらかじめ差し引かれます。それ以外の人は普通徴収となり、納付書や口座振替で納めます。介護保険料を納めないと、介護保険サービスの給付が制限される場合があります。

●**第2号被保険者** 加入している医療保険の算定方法により計算され、医療保険料と一緒に納めます。

### ■介護保険サービスを受けるために

●**認定申請** 介護保険課または各事務所で要介護(要支援)認定申請をします。岐阜市地域包括支援センター・指定居宅介護支援事業者・介護保険施設に申請を代行してもらうこともできます。

●**認定** 調査員が申請者の心身の状況を訪問調査するとともに、主治医に意見を聞き(主治医意見書)、医療・保健・福祉の専門家で構成する介護認定審査会で、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の段階に判定し、認定します。有効期間は、新規・区分変更申請は原則6か月、更新申請は原則12か月です。なお「非該当」と認定された人は、介護保険サービスを利用することはできません。

### ■介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けるために

要支援認定を省略して「はい」「いいえ」で答える「基本チェックリスト」の判定で、基準に該当することによりサービスを利用することができます。

### ■利用者負担金

原則、介護保険サービス費用の1割、2割または3割を負担。

### ■要介護1～5の人が利用できる主なサービス

●**居宅サービス** 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、

特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売  
●**地域密着型サービス** 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(原則、要介護3以上)、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

### ●居宅介護住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費の支給

### ●居宅介護支援

介護サービス計画(ケアプラン)の作成(利用者負担金なし)

●**施設サービス** 介護老人福祉施設(原則、要介護3以上)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

### ■要支援1・2の人が利用できる主なサービス

●**介護予防サービス** 介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

### ●介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス、通所型サービス

●**地域密着型介護予防サービス** 介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2の人のみ)

### ●介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修費の支給

●**介護予防支援** 介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)の作成(利用者負担金なし)

### ■その他のサービス

●**家族介護用品支給事業** 要介護3～5と判定され、本人、世帯員、同居人および扶養者が市民税非課税であるなどの要件を満たす在宅の人を対象に、紙おむつの支給券を配付します。

●**高齢者住宅改善促進助成制度** 要介護1～5と判定された人で、市に1年以上在住し、市民税非課税世帯に助成(介護保険対象分を含み70万円を限度)します。

●**基準緩和型訪問介護サービス** 比較的介護度が軽度な人に生活援助(買い物、調理、洗濯、掃除など)を行います。利用回数は週2回までで、所要時間と介護保険の負担割合に応じて利用料金が決まります。

### ■高齢者おでかけバスカードの交付

70歳以上の人を対象に、初回のみ額面3,000円と終日2割引で乗車できるICカードを交付します。

### ■シルバーカードの交付

70歳以上の人を対象に、市内の文化・スポーツ・レクリエーション施設を無料または割引料で利用できるカードを交付します。



### ■老人福祉センターなど

60歳以上の人を対象に、趣味や教養を高めるための講座を開設しています。定期講座は3月に、一部の講座は2期制のため3月・9月に募集します。短期講座はその都度募集します。また、各施設ではサークル活動も自主的に行われています。

◆**開館時間** 午前9時～午後5時 ◆**休館日** 日曜日、祝日(敬老の日を除く)、年末年始

施設名	所在地	電話番号
みやこ老人センター	都通2-23	252-4738
和楽園	金竜町5-10-3	246-4101
西部福祉会館	西莊2-11-23	253-5121
友楽園	京町1-64	263-6767
三楽園	北野東827	229-5068
柳津高齢者福祉センター	柳津町丸野1-34	387-1333
ふれあいの館「白山」	鶴田町3-7-4	240-1245

問 三田洞神仏温泉(三田洞222/☎237-3734)

### ■三田洞神仏温泉

温泉入浴のほか、心身の健康を図るための講座を開催しています。有料。◆**開館時間** 3月～10月は午前10時～午後5時、11月～2月は午前10時～午後4時 ◆**休館日** 毎週水曜日、毎月1日、年末年始

問 岐阜市シルバー人材センター

(鶴田町3-7-4/☎240-1245)

### ■シルバー人材センターの入会または利用

60歳以上の働く意欲のある人が入会できます(初年度会費無料※再入会の人を除く)。会員が経験を生かして、家事援助、パソコン作業、ふすま張り、掃除、家庭菜園・小規模農家の農作業、庭の手入れ、介護保険サービスなどの各種サービスを提供します(利用は有料)。

### ■シニア皆援隊

会員が要支援者などのお宅を訪問し、清掃や買い物など、日常生活の支援を行います(利用は有料)。

### 主な在宅サービス

問 高齢福祉課(市庁舎1階/☎214-2172)

### ■配食による安否確認事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で、調理が困難であるため食の確保および定期的な安否確認が必要な人を対象に、配食を行います。

### ■「愛の一声運動」推進員設置事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者などの自宅を訪問し、「お元気ですか」と一声かけて安否を確認します。

### ■安否確認サービス事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者を含む高齢者のみの世帯を対象に、感知センサーを設置し、日々の見守りを行います(所得要件あり)。

### ■緊急通報体制支援事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者を含む高齢者のみの世帯などで、突発的に命に危険な症状が発生する持病などがある人を対象に、必要に応じて救急がかけつける緊急通報装置を設置します。

### ■生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定で非該当と判定されたおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者などを対象に、病気ではなく体調不良などの状況に陥った時に、短期間の宿泊により一時的に介護を行います。

### 主な施設サービス

問 高齢福祉課(市庁舎1階/☎214-2172)

### ■養護老人ホーム

65歳以上で、在宅での生活が困難な人対象。市内に2施設。

### ■ケアハウス

60歳以上(夫婦で入居の場合はどちらかが60歳以上)で、自炊できない程度の身体機能低下があるか、独立生活に不安のある人が対象です。個室、食事・入浴の提供があり、必要に応じて在宅福祉サービスを受けられます。市内に11施設。

### ■生活支援ハウス

60歳以上で、ひとり暮らしまたは家族による援助を受けることが困難な人で、自炊可能な人が対象。介護、居住および交流機能を総合的に提供し、地域の中で安心して健康で明るい生活が送れるように支援します。市内に1施設。

### 助成・相談

問 高齢福祉課(市庁舎1階/☎214-2173)

### ■保険外はり・きゅう・マッサージ受療補助券

70歳以上の人や、70歳未満で肢体不自由の身体障害者手帳1・2級の人を対象。所得制限あり。

問 岐阜市成年後見センター(市庁舎1階/☎269-5501)

### ■岐阜市成年後見センター

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利擁護支援の中核機関で、成年後見制度などの相談をお受けします。月～金曜日(祝日・年末年始は除く)の午前8時45分～午後5時30分

問 岐阜市社会福祉協議会(都通2-2/☎255-5511)

### ■ふれあい福祉相談

福祉に関する家庭の困りごとや心配ごとの相談をお受けします。月～金曜日(祝日・年末年始は除く)の午前9時～午後5時

■**日常生活自立支援事業** →23ページをご覧ください。

### ■岐阜市地域包括支援センター

岐阜市が委託した公的な機関で、65歳以上の人住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な総合相談窓口としてさまざまな相談をお受けしています。◆**営業日時** 月～土曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時～午後5時

#### ▼岐阜市地域包括支援センター一覧

お住まいの地区	名称	所在地	電話番号
金華・京町・明徳・本郷	中央北	京町2-12	213-0128
徹明・木之本	中央西	昭和町2-10-3	215-7616
梅林・白山・華陽	白梅華	長旗町2-19	266-8388
島・城西	島城西	西島町2-11	232-5088
早田・則武	清流	鷺山向井2563-18-5	201-6204
木田・七郷・合渡	西部	寺田7-86-1	251-6541
黒野・方県・西郷・網代	岐北	黒野176-5	234-3933
長良・長良西・長良東	長良	長良2977-3-1	231-8188
鷺山・常磐	北部	南蟬2-122 北川ビル1階	295-4510
岩野田・岩野田北	岩野田	粟野東5-173-1	214-4640
藍川・三輪南・三輪北	北東部	岩井4-10-1	241-7003
本荘・三里	三里本荘	本荘2938-1 江崎ビル1階	215-7655
市橋・鏡島	精華	鏡島南1-1-10	252-3066
鶉・日置江・柳津町	境川	中鶉3-14	276-1163
加納東・加納西・茜部	南部	茜部菱野1-65-2 河ハビル1階B号室	275-0173
厚見	厚見	東明見町17-1	214-4001
長森南	長森南	蔵前4-19-5	247-8160
日野・長森北・長森東・長森西	長森	塩町2-32	245-2855
岩・芥見・芥見東・芥見南	東部	芥見3-175-1	243-0593



福祉



福祉

## 7 高齢者の福祉

### 生きがいきづくり

問 高齢福祉課(市庁舎1階/☎214-2173)

### ■老人健康農園の利用

60歳以上の人を対象に、12か所528区画を貸し出します。有料。

### ■高齢者大学

65歳以上の人を対象に、年1回開講します。有料。

## 8 障がい児・障がい者の福祉

☎ 障がい福祉課(市庁舎1階) ☎214-2137 / FAX265-7613)

### ■障害福祉サービス・障害児通所支援および地域生活支援事業

障がいのある人がサービスを選択し、事業者と直接契約をして、居宅や施設でのサービスが利用できます。利用者負担があり、介護保険対象の人は介護保険サービスが優先されます。また、障害支援区分の認定が必要なサービスがあります。

#### ▼訪問系サービスの提供

居宅介護(ホームヘルプサービス)	居宅における入浴・排泄・食事の介護などの支援を行う
移動支援	屋外での移動に著しい制限のある人が円滑に外出できるよう、移動を支援
訪問入浴サービス	重度の障がいがあり入浴が困難な人を対象に自宅で入浴支援を行う

※障がいの程度に応じて、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護のサービスあり

#### ▼日中活動系サービスの提供

療養介護	医療と常時介護が必要な人を対象に、病院などの施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助を行う
生活介護	常時介護が必要な人を対象に、主に日中に施設などで、入浴・排泄・食事の介護などの支援を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供
自立訓練	一定期間、身体機能・生活能力の維持、向上に必要な訓練などを行う
就労移行支援	一般企業などへの就労希望の人を対象に、一定期間、就労に必要な訓練などを行う
就労継続支援	一般企業などでの就労困難な人を対象に、働く場の提供と必要な訓練などを行う
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援などを行う

地域活動支援センター(障害者デイサービス)

児童発達支援	就学前のお子さんを対象に、施設で日常生活に必要な訓練などを行う
医療型児童発達支援	肢体に不自由があるお子さんを対象に、施設で治療と日常生活に必要な訓練などを行う
放課後等デイサービス	就学後のお子さんを対象に、放課後または学校休業日に施設で日常生活に必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行う
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより外出が著しく困難なお子さんの居宅を訪問して発達支援を行う
保育所等訪問支援	保育所などを訪問して集団生活への適応のための専門的な支援などを行う
短期入所(ショートステイ)	短期間、夜間も含め、施設で入浴・排泄・食事の介護などを行う
日中一時支援	介護を行う人が病気などのとき、一時的な日中の活動の場を提供し、見守りなどを行う

#### ▼居住系サービスの提供

自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う
共同生活援助(グループホーム)	共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助、入浴・排泄・食事の介護などを行う
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護などの支援を行う

※その他、福祉ホームのサービスあり

☎ 障がい福祉課(市庁舎1階) ☎214-2135 / FAX265-7613)

特別障害者手当	障がい者手帳の有無に関わらず20歳以上の最重度の障がいのある人を対象。※所得制限などあり。
特別児童扶養手当	障がい者手帳の有無に関わらず20歳未満で中度～重度の障がいのあるお子さんを養育している人を対象。※所得制限などあり。
障害児福祉手当	障がい者手帳の有無に関わらず20歳未満の重度の障がいのあるお子さんを対象。※所得制限などあり。
外国人身心障害者福祉金	重度の障がいのある在日外国人で、障害基礎年金などを受けていない人を対象。※所得制限などあり。
訪問給食サービス	昼食と夕食の配食を通じた安否確認を実施。有料。※要件あり。
補装具費の支給	車いす・義足・補聴器など。利用者負担あり。
日常生活用具費の支給	特殊便器、特殊寝台など。利用者負担あり。
障がい者の税金などの減免	自動車税・軽自動車税などの減免、市民税・県民税・所得税の控除、NHK放送受信料の減免など。
障がい者の割引制度	公共交通機関の運賃割引など。
自動車改造の助成	身体障害者手帳をお持ちの人が、自動車を運転しやすいものとなるよう改造する場合に助成。※所得制限などあり。
重度障がい者に介助用の自動車改造・購入などの助成	重度の障がいのある人と生計を同じくする人が、車いすなどの使用が容易になるように自動車を改造する経費や、改造された自動車を購入する場合に助成。※所得制限などあり。
重度障がい者の住宅改善費助成	市内に1年以上在住し、重度の障がいのある人などを対象に住宅改善に必要な費用の一部を助成。※所得制限などあり。

☎ 障がい福祉課(市庁舎1階) ☎214-2572 / FAX265-7613)

### ■障がい者の相談支援

障がいのある人、保護者または介護を行う人の総合・専門相談に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。次の場所でも必要な情報の提供や助言などを行います。訪問や来所により、専門相談員が応じます。

お住まいの地区	名称	所在地	連絡先
金華・京町・明德・徹明・本郷・木之本・本荘・長良・長良西・長良東・三里・鷺山・常磐・岩野田・岩野田北	基幹相談支援サテライトクロス	平和通3-2-1	☎213-0525 FAX294-7206
島・早田・城西・則武・木田・黒野・方東・西郷・七郷・市橋・鏡島・合渡・網代	基幹相談支援サテライトうかい	洞1026	☎293-1150 FAX293-1151
梅林・白山・華陽・日野・長森南・長森北・長森西・長森東・岩・厚見・芥見・藍川・芥見東・芥見南・三輪南・三輪北	基幹相談支援サテライトふなづせ	日野東4-10-18	☎244-2777 FAX242-1820
加納東・加納西・西部・鶉・日置江・柳津町	基幹相談支援サテライトふなづせ南	茜部新所1-167-2	☎201-3111 FAX201-6712

### ■障がい者への虐待防止(専用) ☎265-5571

虐待防止の啓発や相談・介入を行うなど、障がいのある人への虐待防止と再発防止に努めます。

☎ 長良川以北にお住まいの人：清流障がい者就業・生活支援センターふなづせ(学園町2-33岐阜県障がい者総合就労支援センター内) ☎215-8248 / FAX215-8029) 長良川以南にお住まいの人：岐阜障がい者就業・生活支援センター(鍵屋西町2-20多恵第2ビル1階) ☎FAX253-1388)

### ■障がい者の就労支援と生活支援相談

障がいのある人の職業生活における自立を図るため、就職や職場適応など就業面や、生活習慣の形成、日常生活の自己管理などに関する社会面での支援をあわせて行います。月～金曜日(祝日・年末年始は除く)、清流障がい者就業・生活支援センターふなづせは午前8時30分～午後5時、岐阜障がい者就業・生活支援センターは午前8時45分～午後5時15分

☎ 岐阜市超短時間ワーク応援センター(学園町2-33岐阜県障がい者総合就労支援センター内) ☎215-8280 / FAX215-8281)

### ■障がい者などの就労支援

週20時間未満でも働ける雇用を活用することで、障がいのある人、難病の人など長時間働くことが難しい人の社会参加を応援します。

## 9 後期高齢者医療制度 ☎ 福祉医療課(市庁舎1階) ☎214-2128)

内容	資格	医療機関受診時	申請に必要なもの
医療の給付 ◎1割、2割、3割の窓口負担で、医療機関を受診できます。	75歳以上の人	[被保険者証]を提示	申請不要
	65～74歳で次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1～3級の人(一部4級を含む) ②精神障害者保健福祉手帳1～2級の人 ③療育手帳A(重度)の人 ④障害年金受給者(法で定められた人) ※国民健康保険など他の健康保険への加入も選択可	[被保険者証]を提示	・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・年金証書
一部負担金や入院時の食事代が減額になる制度	市民税非課税世帯の人	[被保険者証] [後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証]を提示	・被保険者証
一部負担金が月額1万円までとなる制度	次のいずれかに該当する人 ①人工腎臓を実施している慢性腎不全の人 ②先天性血液凝固因子障害の一部の人 ③血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の人	[被保険者証] [特定疾病療養受療証]を提示	・医師の意見書 ・被保険者証

### ■療養費の支給

#### ①保険証を持たずに治療を受けた時

#### ②コルセットなどの補装具代金

◆支給に必要なもの 療養費支給申請書、保険証、預金通帳、  
①は領収書、領収内容の明細書、②は補装具を必要とした医師の証明書、領収書(明細を含む)も必要

### ■葬祭費の支給

被保険者が亡くなった場合、申請をして認められると葬祭を行った人に50,000円が支給されます。

#### ▼自己負担限度額(月額)

区分	1か月の自己負担限度額		
	外来(1人あたり)	外来+入院(世帯単位) 3回目まで 4回目から※1	
住民税課税世帯	Ⅲ(住民税課税所得690万円以上) ※2	252,600円 ※総医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	140,100円
	Ⅱ(住民税課税所得380万円以上) ※3	167,400円 ※総医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	93,000円
	Ⅰ(住民税課税所得145万円以上) ※3	80,100円 ※総医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
	一般Ⅱ ※4	6,000円+(総医療費-30,000円)×10%または18,000円のいずれか低い額(年間上限※5 144,000円)	57,600円 44,400円
	一般Ⅰ	18,000円(年間上限※5 144,000円)	
住民税非課税世帯※6	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

☎ 障害者生活支援センター(都通2-2) ☎254-9204 / FAX254-9205 / ✉ gifusien@vega.ocn.ne.jp)

### ■障がい者の自立支援と生活支援相談

障がいのある人やその家族が地域で生き生きと生活が送れるよう、各種制度やサービスの申請をお手伝いしたり、障がいのあるスタッフが中心となり、相談や支援に親身になって対応します。必要に応じて訪問相談も行います。月～金曜日(祝日・年末年始は除く)の午前8時45分～午後5時30分

☎ 岐阜市社会福祉協議会(都通2-2) ☎252-6661(専用)

### ■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神に障がいのある人などが地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの手伝いや代行など、生活支援員が援助します。相談は無料ですが、生活支援員による援助は有料(生活保護世帯の人は無料)。月～金曜日(祝日・年末年始は除く)の午前9時～午後5時



福祉



福祉

※1: 同一世帯で診療を受けた月(その月を含む)以前12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合4回目から適用される限度額  
※2: 現役並み所得世帯は、一部負担金の割合が3割  
※3: [現役並み所得者Ⅰ][現役並み所得者Ⅱ]の人は[限度額適用認定証]の申請が必要  
※4: 2割負担となる人については、窓口負担割合の引き上げに伴い、1か月の外来医療の負担増加額が3,000円まで抑えられます。(配慮措置 令和4年10月1日から3年間)  
※5: 8月～翌年7月の自己負担額の上限  
※6: 所得によってⅠとⅡに分かれます。また、限度額適用・標準負担額減額認定証が必要  
◎所得の申告がない場合は上位所得世帯とみなされますのでご注意ください。

## 10 福祉医療費助成制度

問 福祉医療課(市庁舎1階/☎214-2127)

対象者	資格	所得制限	申請に必要なもの
重度心身障がい者	身体障がい者	あり※	身体障害者手帳
	知的障がい者		療育手帳
	精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳
	戦傷病者		戦傷病者手帳・身体障害者手帳
	6か月以上ねたきり		6か月以上ねたきり認定判定書
	ひとり親家庭等		児童扶養手当証書または遺族年金証書
子ども	なし		

※市外から転入の人は所得課税証明書(本人・扶養義務者等)が必要な場合があります。

## 11 生活保護／福祉資金貸付／生活困窮者自立支援／DV相談 など

問 福祉政策課(市庁舎10階/☎265-3891)

### 民生委員・児童委員

地域の福祉に関する相談を受け、見守りや支援を行う、地域福祉の担い手です。お困りの時は、お住まいの地区の民生委員・児童委員へお気軽にご相談ください。お住まいの地区の民生委員・児童委員がご不明な場合は、お問い合わせください。

問 生活福祉一課・二課(市庁舎3階/☎214-2156～2164)

### 生活保護

生活の維持が困難になった世帯を対象に、最低限度の生活を保障するため、生活保護法による援助(生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭の8扶助)が受けられます。

### 福祉資金貸付

臨時的・一時的な事情で生活にお困りの人を対象に資金を貸し付けます。条件がありますので詳細はご相談ください。

### 生活困窮者自立支援

生活の維持が困難になった人を対象に相談のり、抱える課題を解決することで生活の再建を図ります。お気軽にご相談ください。☎265-3777(予約優先)・☎214-2158

問 岐阜市社会福祉協議会(都通2-2/☎253-0294(専用))

### 生活福祉資金貸付

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、福祉資金や教育支援資金などを貸し付けます。自立相談支援事業の申し込みや民生委員の意見書が必要になる場合があります。そのほか、条件がありますので、詳細はご相談ください。

問 岐阜市DV相談窓口☎0120-783-305(相談専用)

### ドメスティック・バイオレンス(DV)の相談

配偶者や恋人からの暴力などに悩んでいる人の相談をお受けします。月～金曜日(祝日・年末年始は除く)の午前9時～午後4時45分

問 あんしんつながりステーション(岐阜駅東☎268-1065・長良☎090-3567-6564/✉jyosapo@ccn.aitai.ne.jp)

### 女の子と女性のためのあんしんつながり相談

不安や困りごとを抱える女性をNPOなどと連携しサポートします。

▶岐阜駅東(橋本町1-10-23ハートフルスクエアG1階) 月～土曜日の午前10時～午後4時

▶長良(八代3-27-8) 火、木、日曜日の午前11時～午後4時

### 情報公開制度

開かれた市政を実現するため、市民の皆さんの請求に基づいて公文書の閲覧や写しの交付などをする制度です。

### 個人情報保護制度

市が保有する個人情報を保護するための適正な手続きを定めており、市民の皆さんが自分の情報を確認したり、訂正や利用停止を求めることができます。

### 郵便等投票

身体に障がいがあり、身体障害者手帳・戦傷病者手帳(いずれも定められた部位等級)、介護保険証(要介護5)をお持ちの人には、郵便による不在者投票の制度があります。また、上記の人で、身体障害者手帳における上肢もしくは視覚の障がい1級、または戦傷病者手帳における上肢もしくは視覚の障がい1特別項症～第2項症の人は、代理記載の方法があります。

### 特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症により自宅療養などをしていて、外出自粛の期間が、選挙の公(告)示日の翌日～選挙期日の期間にかかると見込まれる人は、特例郵便等投票制度を利用して投票ができます。※制度が変更となる場合があるため、最新情報は市ホームページでご確認ください。



## 14 議会

問 議事調査課(市庁舎4階/☎214-6237)

### 議会の傍聴

本会議・委員会の傍聴をご希望の人は、傍聴受付までお越しください。なお、委員会の傍聴は、各委員会の許可制です。

## 15 広報・広聴

問 広報広聴課(市庁舎5階/☎214-2387)

### 広報紙「広報ぎふ」

月2回(1日・15日)発行。自治会を通じて各世帯へ配布するほか、事務所やコミュニティセンター・公民館などの公共施設、郵便局、コンビニエンスストアなどに配置しています。また、アプリを利用して読むこともできます。→裏表紙をご覧ください。

### 点字版広報ぎふ、録音版広報ぎふ

月2回発行。広報ぎふの主な内容を点字または録音(カセットテープ・デジター版)により、希望する人に送付しています。

### ソーシャルメディア

市の魅力を広く知ってもらうため、ソーシャルメディアの特性を生かした情報発信を行っています。→裏表紙をご覧ください。

### 岐阜市公式フェイスブックページ

### 岐阜市公式ツイッターアカウント

### 岐阜市公式YouTubeチャンネル

### 岐阜市公式YouTubeシティブロモーションチャンネル

### 岐阜市公式インスタグラムアカウント(ギフスタ!)

### 岐阜市ライン公式アカウント

### 請願・陳情

市政についての要望事項などを文書で提出する「請願」「陳情」には、記載事項などに定めがあります。詳細はお問い合わせください。

### テレビ・ラジオ広報番組

テレビ	あなたの街から～岐阜市～	ぎふチャン(岐阜放送)18:00～18:15 4月～12月 毎週(金) / 1月～3月 月2回(金)
	ぎふっciao!	シーシーエヌ(ケーブルテレビ) 7月、9月、12月
ラジオ	岐阜市!元氣インフォメーション	ぎふチャン 〔AM1431kHz/FM90.4MHz〕 毎週(火)・(金) 9:40～9:45 / 17:40～17:45(再)
	とっておき岐阜情報「聴いてミント」	FMわっち(シティエフエムぎふ) 〔FM78.5MHz〕12:50～12:55 4月～12月 毎週(月)・(火)・(水) 1月～3月 毎週(月)・(火)

問 市民相談室(市庁舎2階/☎214-6028)

### 市長への手紙

市政についての提案や意見など、市民の皆さんの声をお寄せください。「手紙」の場合、用紙は市庁舎、各事務所などにあります。ファクスの場合、ふれあいファクスFAX0120-433707(シミンミナオーナー)へ。また、市ホームページ「市民ご意見板」からもお寄せいただけます。

## 16 市民相談

◆相談場所 市民相談室(市庁舎2階/☎214-6028) ◎相談は無料です。

相談種類	内容	相談日	時間
市政相談	市政に対する要望・意見(担当部署の案内)	月～金	午前8時45分～午後5時30分
くらしの相談	くらしの中での法的な問題(離婚、親子関係など)	月～金	午前9時～正午 午後1時～4時
交通事故相談	交通事故の示談・慰謝料・損害賠償など	火・木・金	
労働なんでも相談	労働に関する相談や社会保険などの手続きに関すること	金	午後1時～4時30分
職業相談	就職に関すること	火～金	
法律相談	民事・家事・刑事などの法律問題(1人20分で要予約)	月・水・金	午後1時～4時
行政相談	国の行政機関などに対する要望・意見	火	
人権相談	いじめや差別など人権に関すること	火	
不動産相談	不動産の取引・管理に関するトラブルや困りごと	第1～4火	
心配ごと相談	家庭などでの困りごとや心配ごと	水	
建築相談	新築・増築の諸問題、耐震診断など	第1・3水	
税務相談	所得税・相続税・贈与税などの税金に関すること(1人20分で要予約)	木	
登記相談	相続、不動産などの登記、供託など(1人20分で要予約)	木	
土地境界相談	土地の境界線(筆界)や土地・建物の調査・測量・表題登記に関すること	第2・4木	
行政手続相談	相続・遺産分割協議書・遺言、許認可手続きなどに関すること	第3金	
結婚相談	結婚を希望する人の相談、紹介(第4日は要予約) 相談日直通☎262-2058 ※ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク(おみサボ・ぎふ)が利用できます	月(第4を除く)・ 第4日	午前9時30分～正午 午後1時～3時

※くらしの相談・交通事故相談・職業相談は相談員の都合によりお休みすることがあります。

## 17 消費生活

問 消費生活センター(市庁舎2階/☎214-2666(相談専用))

### 消費生活相談

消費生活に関するトラブル、苦情や疑問などの相談をお受けし、クーリング・オフ制度の活用やアドバイスを行います。事業者との間に生じた個人情報に係る苦情、多重債務に関する相談もお受けします。無料です。◆日時 平日の午前8時45分～午後5時30分 ◆休日 祝日・年末年始

### 二セ電話詐欺等被害防止対策事業

防犯機能付き電話機の購入費の一部を補助します。詳細は、消費生活センターにお尋ねください。

### 消費者講座

暮らしに必要な知識や情報を生かすための講演会などを開催しています。悪質商法の被害を防ぐための各種出前講座を用意しているほか、「消費生活展」を定期的に開催しています。

### 消費生活モニター制度

消費生活に関する情報などを提供していただき、研修会などを通して「自立したかしい消費者」になっていただくことを目的としています。毎年1月ごろに募集しています。



福祉

選挙・議会



選挙・議会

広報広聴・相談

## 18 妊娠・出産

**問** 保健所健康増進課(都通2-19/☎252-7193)  
中保健センター(徹明通2-18柳ヶ瀬グラスル35  
3階/☎214-6630)  
南保健センター(茜部菱野1-75-2/☎271-8010)  
北保健センター(長良東2-140/☎232-7681)

### ■妊娠したら

妊娠届出書を各保健センターへ提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。

### ■妊婦健康診査

母子健康手帳にとじ込みの「妊婦健康診査受診券」をご利用ください。なお、助産所や県外の医療機関などで受診される場合は窓口で支払った健診料の一部を助成しています。

### ■妊婦歯科健康診査

母子健康手帳にとじ込みの「岐阜市妊婦歯科健康診査受診券」を、市内の委託歯科医療機関でご利用ください。

### ■パパママ学級(予約制)

妊婦さんとその家族が、妊娠・出産・育児について学べます。個別相談もお受けします。オンラインでのパパママ学級も行っていきます。



### ■胆道閉鎖症のチェック

赤ちゃんの健康状態を知る目安の一つに便の色があります。病気の早期発見のため、母子健康手帳にとじ込みの「便色カード」で、生後1か月ごろの赤ちゃんの便の色を調べましょう。

### ■新生児の血液検査(先天性代謝異常症などの早期発見)

早期発見・治療により、障がいなどの発生を防ぐことができる病気があります。出産した医療機関で血液検査を受けましょう。

### ■新生児聴覚検査

生まれてすぐの赤ちゃんの耳の聞こえを確認するため検査を受けましょう。検査費用の一部を助成しています。

## 19 乳幼児の健康

**問** 保健所健康増進課(都通2-19/☎252-7193)  
中保健センター(徹明通2-18柳ヶ瀬グラスル35  
3階/☎214-6630)  
南保健センター(茜部菱野1-75-2/☎271-8010)  
北保健センター(長良東2-140/☎232-7681)

### ■子どもの健康診査など

4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児歯科健診と育児教室、1歳6か月児健康診査(医療機関に委託)、3歳児健康診査、5歳児健康診査(医療機関に委託)があります。日程などは市ホームページなどでご確認ください。

### ■育児心配ごと相談(予約制)

お子さんの発育・発達に関する相談を医師、保健師、栄養士などがお受けします。日程は市ホームページなどでご確認ください。

**問** 保健所感染症対策課(都通2-19/☎252-7187)

### ■予防接種

ロタウイルス感染症、B型肝炎、小児用肺炎球菌、ヒブ、ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ)、BCG、水痘、麻しん・風しん、日本脳炎。接種時期・場所は、「母子健康手帳別冊 予防接種」で確認ください。別冊は生後6週までにお送ります。市内に住民登録がある人で届かない場合はご連絡ください。

### ■出生連絡票の提出

4か月までのおおさんがいる全ての家庭に保健師または助産師が訪問します。母子健康手帳にとじ込みの出生連絡票を出生届と同時に提出してください。なお、市外で出生届を出される人は、出生連絡票を健康増進課へお送りください。

→出生届については15ページをご覧ください。

### ■産後ケア事業

出産後、体調や育児に不安のあるお母さんが安心して子育てができるよう、市が委託する医療機関で宿泊や日帰りによりお母さんと赤ちゃんの心身のケアや育児サポートなどを行います。事前に申請が必要です。

### ■産婦健康診査

出産後のお母さんの心と体の健康のための産婦健康診査の費用の一部を助成しています。

### ■産婦歯科健康診査

母子健康手帳にとじ込みの「岐阜市産婦歯科健康診査受診券」を、市内の委託歯科医療機関でご利用ください。

### ■出産・子育て応援ギフト

妊娠した人には出産応援ギフト、出生したお子さんの養育者には子育て応援ギフトをお渡しします。要件や内容などは市ホームページなどでご確認ください。

**問** 子ども支援課(市庁舎2階/☎214-2396)

### ■助産制度

経済的な理由で病院に入院できない妊婦に対し、入院助産を受けることができるよう費用を負担します。

**問** 国保・年金課(市庁舎2階/☎214-2083)

**■** 出産育児一時金の支給(国民健康保険の被保険者の出産)  
→19ページをご覧ください。

**問** 子ども支援課(市庁舎2階/☎214-2396)

### ■未熟児の医療費の一部を公費負担(養育医療)

出生時体重2,000g以下または身体の発達が未熟のまま生まれ、養育医療機関に入院した場合。退院前に申請が必要です。

### ■子どもの障がい治療の費用の一部を公費負担(自立支援医療(育成医療))

身体に障がいのある18歳未満のお子さんで、治療効果が期待できる場合、治療の一部を負担。治療開始前に申請が必要です。

**問** 保健所健康増進課(都通2-19/☎252-7193)

### ■幼児歯科薬物(フッ化物)塗布(予約制)

1歳以上の未就学児を対象。日程は市ホームページなどで確認いただき、インターネットまたは電話で予約してください。

### ■歯科に関する相談

お子さんのお口に関する相談を電話でお受けします。

**問** 子ども政策課(市庁舎18階/☎214-2397)

### ■ぎふし子育て応援アプリ

妊娠・出産・子育てに必要な情報をいつでもどこでも、簡単に知ることができる子育て応援アプリです。

※10月にリニューアルし配信予定。なお、現行のアプリの入力データは引き継がれません。

## 20 子育て

**問** 子ども支援課(市庁舎2階/☎214-2146)

### ■児童手当の支給

中学校卒業(15歳の誕生日後最初の3月31日)までの児童を監護・養育している人を対象に支給します。子ども支援課または各事務所、福祉事務所柳津分室で認定請求ができます(公務員は勤務先へ認定請求してください)。



### ■児童扶養手当の支給

父母が離婚などした児童、父または母が重度の障がいの状態にある児童を監護・養育している人を対象に支給します。所得や公的年金受給などにより手当額が異なるほか、支給されない場合があります。

**問** 子ども支援課(市庁舎2階/☎214-2396)

### ■ひとり親相談・女性相談

●ひとり親家庭の相談・支援 ひとり親家庭などの悩みや、子どもの修学費の貸し付けなどの相談をお受けします。

●女性相談 女性の悩みごとなどの相談をお受けします。  
◆相談日時 月～金曜日(祝日は除く)の午前9時～午後4時45分

### ■母子父子寡婦福祉資金貸付

母子・父子・寡婦家庭を対象に、お子さんの進学や就職などに際して必要な資金を貸し付けます。要件があるほか、審査により貸付が受けられない場合もあります。

### ■交通遺児激励図書カードの支給

交通事故により父母または養育者が亡くなった場合に、0歳から高等学校等在学中までの人を対象として年1回支給します。

### ■母子家庭等自立支援給付金事業

●自立支援教育訓練給付金  
ひとり親家庭の母などが雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座などを受講する場合、受講費用の6割(上限あり)を支給します。支給には要件があり、受講申込前にご相談ください。

### ●高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母などが看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの国家資格を取得するため、1年以上のカリキュラムを修業する場合、訓練促進給付金を支給します。高等職業訓練修了支援給付金の支給もあります。支給には要件があり、課税状況などにより支給額が異なりますので、修業開始前にご相談ください。

**問** 岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター  
(藪田南5-14-53 OKBふれあい会館第2棟9階/  
☎268-2569 /✉shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp)

### ■ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭の父や母などを対象に、講習会(准看・看護学校等受験対策個別支援、介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、介護福祉士国家試験対策講座、医療事務&調剤講習、パソコン、ケアマネージャー受験対策)の実施、就業情報提供などの就業支援を行うほか、養育費に関する相談をお受けしています。

◆相談日時 月～土曜日の午前9時～午後8時 ※午後5時～8時は要予約

**問** ぎふファミリーサポートセンター(正木中1-1-1  
カワボウビル3階/☎295-3420)

### ■ぎふファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が有償の相互援助活動を行います。依頼会員は、事前登録の上、利用料金を直接提供会員に支払い、サービスを受けます。提供会員は研修を受けていただきます。また、センターのアドバイザーが活動の調整を行います。詳細は、お問い合わせください。◆通常の預かり 概ね0歳～小学生の子どもを対象 ◆病児・病後児および緊急時の預かり 生後2か月～小学生を対象 ◎利用料金は、それぞれ曜日や時間帯により異なります。◆申込受付日時 月～金曜日：午前9時～午後5時30分、土曜日：午前9時～正午(いずれも祝日を除く)

**問** 子ども支援課(市庁舎2階/☎214-2398)  
各児童館・児童センター

### ■児童館・児童センター

児童(乳幼児は保護者同伴)の遊び場です。季節の行事などの催しも多数企画。幼児と親と一緒に遊ぶ幼児クラブや、子育ての話ができる母親クラブもあります。◆開館時間 4月～9月：午前9時30分～午後5時30分/10月～3月：午前9時～午後5時 ◆休館日 月曜日(祝日の場合は翌平日)・年末年始(柳津児童館は日曜日・祝日(子どもの日を除く)・年末年始)

施設名	所在地	電話番号
梅林児童館	田端町1-11	246-9955
黒野児童館	古市場20-1	239-7876
東児童センター	大洞桜台1-33-2	241-2723
加納児童センター	加納高柳町1-1	274-4655
日光児童センター	日光町9-1-3	233-5155
西児童センター☆	鏡島南2-8-40	251-2776
本郷児童センター☆	青柳町5-24-1	254-0275
長良児童センター☆	長良389-2	231-4666
長森児童センター☆	野一色4-11-4	248-5210
岩野田児童センター☆	粟野東1-95	237-6929
サンフレッドうずら・児童センター☆	中鷲7-58	275-3520
サンフレッドみわ・児童センター☆	門屋字野崎95	229-5901
柳津児童館	柳津町丸野1-34	322-2560

☆印の施設は「おもちゃ図書館」を併設：乳幼児と障がい児(保護者同伴)を対象に、おもちゃを通して心身の成長・発達を図ります。障がい児の保護者におもちゃの貸し出しも行います。

**問** 子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”  
(明德町11/☎0120-43-7830)

■子育てに悩んだり・困ったりした時  
→9ページをご覧ください。

### ■ご利用ください!「赤ちゃんステーション」

小さなお子さんを連れた家族が外出中、授乳やおムツ替えが必要な時、授乳の場やおムツ替えの場、ミルク用のお湯を無料で提供する民間または公共の施設です。市内の139施設が登録され(令和5年4月1日現在)、シンボルマークを描いたステッカーを掲示しています。詳細は、市ホームページをご覧ください。





## 22 教育(小学校・中学校)／スポーツ施設

### 問 学校安全支援課(市庁舎18階／☎214-2316)

#### ■小・中学校への入学

入学する年の1月末に、保護者あてに入学通知書を(中学校は在籍する小学校を通じて)送付します。

#### ■市内間で転居して学区が変わる場合

学校から書類をもらい、住所異動の際、市民課、各事務所で手続きをしてください。

#### ■市外へ転校する場合

学校から書類をもらい、転出先で手続きをしてください。

#### ■私立の小・中学校へ入学が決定した時

学校で「入学承諾書」などをもらい、市教育委員会発行の入学通知書と一緒に学校安全支援課へ提出してください。

#### ■病気その他の理由で入学が困難な時

できるだけ早くご相談ください。

#### ■家庭の事情などで指定の学校に入学できない時

「指定学校変更願」などにより、許可基準の範囲において通学区域外からも通学できます。

#### ■就学援助制度

経済的な事情で就学が困難な場合、学用品費や給食費などの援助を行っています。

#### ■特別支援学級の就学奨励制度

世帯の収入額に応じて、学用品費や給食費などを支給します。

#### ■学校に行きづらい子を支援「ほほえみ相談員」

市内各中学校に1人ずつ配置し、校区の小学校も担当。教育相談ふれあい活動を通して、子どもたちを支援します。

### 問 学校指導課(市庁舎18階／☎214-7155)

#### ■発達に心配がある子の就学および教育

特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室など、お子さんの就学について相談をお受けします。

### 問 市民スポーツ課(市庁舎10階／☎214-2371)

#### ■学校の体育館・運動場を夜間に使用したい時

運動場は小学校45校、中学校19校、高校3校、その他3校で開放。体育館は小学校全校、中学校20校、その他4校で開放。テニスコートは高校1校で開放しています。市内在住・在勤・在学の人たちによって組織された、代表者を含む10人以上の団体は、各校区の開放運営委員会に登録し、申し込んでください。

#### ■体育館・テニスコート・野球場など有料施設の予約・申込は「公共施設予約システム」で

体育館10館(右表)、テニスコート7か所(岐阜ファミリーパーク・早田・木ノ下・厚八・野一色・境川緑道公園・加納公園)、野球場3か所(市民・八ツ草・岐阜ファミリーパーク)、多目的運動場6か所(厚八運動場・島西運動場・柳津運動場・高桑運動広場・坂巻運動広場・北西部運動公園)、岐阜ファミリーパークサッカー兼ラグビー場、加納公園グラウンド(クレー)の計28施設を利用したい時は、事前に登録すれば、携帯電話やパソコンから予約・申込が24時間できます。境川緑道公園テニスコートについては境川緑道公園管理事務所(☎090-7037-8038)または公園整備課(☎214-2182)へ。無料施設の申込については市民総合体育館へお問い合わせください。



### 問 子ども支援課(市庁舎2階／☎214-2396)

#### ■育英資金(奨学貸付金・入学準備貸付金)貸付

市内に6か月以上在住する世帯で、高等学校・大学・大学院・専修学校などの学費にお困りの人に資金を貸し付けます。

### 問 社会・青少年教育課(市庁舎18階／☎214-2367)

#### ■保護者が就労などで昼間家庭にいない児童のための放課後児童クラブ

小学校1～6年生の留守家庭児童を対象に、授業終了後から午後7時まで(一部は午後6時まで)開設しています。

#### ■二十歳のつどい(成人式)

各自治会連合会が主催で開催します。令和5年度の開催日は、7月中旬に市ホームページなどでお知らせします。案内はがきが届いたら出欠をご連絡ください。住民登録をされている住所以外で出席を希望される場合は、希望の自治会連合会へ直接ご連絡ください。詳細は、市ホームページなどでお知らせします。

#### ■青少年会館

青少年活動の拠点施設として助言・指導を行っているほか、各会館で青少年を対象に講座を開設しています。また、子ども会活動のサポートを行っています。各種青少年団体やサークルなどの活動の場でもあります。

◆開館時間 火～土曜日の午前9時～午後9時(①は午後9時30分まで)、日曜日の午前9時～午後5時(⑤は午後9時まで)

◆休館日 月曜日、祝日、第3日曜日(⑤は月曜日のみ)、年末年始

会館名	所在地	電話番号
①中央青少年会館	明徳町11	266-0566
②北青少年会館	福光東3-19-18	232-1721
③青山青少年会館	小西郷1-56-2	239-4011
④西部福祉会館青少年ルーム	西庄2-11-23	252-4150
⑤東青少年会館	前一色1-2-1	246-5244

●市民プール 7月21日～8月31日および7月8日～7月17日・9月2日～9月10日の土日祝日に開設。有料。

市民プール名	所在地	問い合わせ先
本庄	寿町2-13	西部体育館☎251-2757
南部	南郷4-120	南部スポーツセンター☎274-4949
北部	正木1020-2	北部体育館☎233-2030

### 問 市民スポーツ課(市庁舎10階／☎214-2371)・各体育館

#### ■体育館

⑨以外の体育館では「体育館スポーツ教室」を開催します(年2期)。教室以外の時間は一般に開放され、スポーツ大会なども行われます。◆休館日 月曜日(①・⑨は毎月最終月曜日)、⑧は毎月最終火曜日のみ)、年末年始

体育館名	所在地	電話番号
①市民総合体育館	九重町4-24	245-0351
②南部スポーツセンター	南郷5-86	274-4949
③北部体育館	正木1020-2	233-2030
④東部体育館	芥見4-68	241-7812
⑤西部体育館	鏡島南2-8-40	251-2757
⑥岐阜ファミリーパーク体育館	山県北野2078-1	229-5380
⑦北西部体育館	則松2-65-2	239-9480
⑧体育ルーム	橋本町1-10-23	268-1063
⑨岐陽体育館	上川手735-2	245-0351
⑩もえぎの里多目的体育館	柳津町下佐波西1-41	279-6400

### ■市立小学校

小学校名	所在地	電話番号	小学校名	所在地	電話番号
岐 阜 大工町1	265-6388	鷓	中鷓4-189-1	272-2004	
明 郷 本郷町3-1	251-0603	七 郷	西改田川向94-1	239-7330	
徹 明 さくら 木ノ本町1-18	251-0629	西 郷	中西郷4-261	239-0985	
白 山 白山町2-1-1	264-6241	市 橋	市橋6-6-28	271-5046	
梅 林 金竜町6-6	245-0197	岩	岩滝西1-612	243-2175	
華 陽 華陽5-1	245-0178	鏡 島	鏡島西2-2-1	251-9224	
本 荘 此花町6-29	251-0422	厚 見	上川手198-5	271-0416	
日 野 日野北1-4-1	246-4888	長 良 西	千代田町2-1	232-5222	
長 良 長良259	232-2119	早 田	学園町2-35	231-1319	
島	北島7-6-12	且 格	日置江1859-1	279-0883	
三 里 六条北2-5-1	271-3605	芥 見	芥見2-213	243-1025	
鷺 山 鷺山北町9-12	232-3623	合 渡	寺田1-1	251-7603	
加 納 加納西丸町1-73-2	272-2028	三 輪 南	太郎丸1034	229-1013	
加 納 西 加納高柳町1-1	271-4122	三 輪 北	北野東356	229-1103	
則 武 則武209-2	231-5663	網 代 西	秋沢2-156-1	239-9110	
長 森 南 切通5-12-1	245-2677	城 藍 川	則武西1-8-1	232-4722	
長 森 北 野一色3-1-3	245-5249	長 良 東	加野3-3-5	243-5266	
常 磐 上土居838	231-5915	長 森 西	長良真生町3-9	233-7203	
木 田 木田2-173	239-4203	長 森 西	北一色5-5-1	247-0004	
岩 野 田 栗野西2-33	237-3606	芥 見 東	大洞桜台1-2	243-2291	
黒 野 古市場20-1	239-0030	岩 野 田 北	栗野東2-33-3	237-2648	
方 県 安食3-115	238-8611	長 森 東	水海道2-10-1	245-0013	
茜 部 茜部新所4-91-3	271-5063	柳 津	柳津町丸野1-1	388-1155	

### ■市立中学校

中学校名	所在地	電話番号	中学校名	所在地	電話番号
岐 阜 清 流 早田1901-18	231-6248	東 長 良	長良真生町3-27-4	294-1782	
岐 阜 中 央 京町3-19	265-1621	境 川	柳津町上佐波東3-70	279-0009	
本 庄 雲雀ヶ丘1	251-3450	草 潤	金宝町4-1	263-3801	
梅 林 九重町3-8	246-2197				
加 納 加納舟田町9	271-3577				
長 森 野一色4-11-1	245-5191				
長 良 長良福光2070	231-7207				
島 則武西1-8-2	232-4141				
岩 野 田 栗野西5-817	237-2533				
精 華 鏡島精華1-11-27	251-1515				
藍 川 芥見4-157	243-1019				
三 輪 石原1-12	229-1101				
岐 北 御望971-1-2	239-0090				
厚 見 上川手262-1	246-0355				
青 山 下土居2-27-1	294-1555				
陽 南 六条東1-1-1	274-0055				
藍 川 東 大洞紅葉が丘6-22-3	241-1311				
岐 阜 西 川部3-30	239-1444				
藍 川 北 加野2-23-1	241-6477				
長 森 南 切通2-11-1	246-7140				

### 市立草潤中学校(不登校特例校)

市立草潤中学校は、令和3年4月に開校した、東海地区初となる公立の不登校特例校です。不登校特例校とは、学校教育法施行規則に基づき、不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校です。



#### ■コンセプト

ありのままの君を受け入れる新たな形

#### ■転入学

学校説明会や学校体験会、個別面談を経て、1月半ばごろまでに次年度の転入学生徒を決定

## 23 その他の教育機関

### ■市立高等学校

学校名	所在地	電話番号
岐阜市立岐阜商業高等学校	鏡島南2-7-1	251-0165

### ■市立看護専門学校

学校名	修業年限	所在地	電話番号
岐阜市立看護専門学校	3年	鹿島町7-1	253-2411

### ■市立特別支援学校

学校名	所在地	電話番号
岐阜市立岐阜特別支援学校(小・中学部、高等部)	小西郷3-120-2	239-2821

### ■市立大学・市立短期大学

学校名	修業年限	所在地	電話番号
岐阜薬科大学	6年(薬学科)	【本部】 大学西1-25-4	230-8100
		【三田洞キャンパス】 三田洞東5-6-1	
岐阜市立女子短期大学	2年	一日市場北町7-1	296-3131
		国際コミュニケーション学科・健康栄養学科・デザイン環境学科	



## 24 健康・医療／ひきこもり相談

問 国保・年金課(市庁舎2階／☎214-2651)

■特定健康診査を受けましょう →19ページを参照

問 福祉医療課(市庁舎1階／☎214-2128)

■ぎふ・すこやか健診を受けましょう

後期高齢者医療制度の加入者が対象です。

◆期間 9月～11月末 ◆場所 市内の実施医療機関

◆受診方法 8月下旬ごろにお送りする受診券と保険証を提示

◆自己負担金 500円

■ぎふ・さわやか口腔健診を受けましょう

後期高齢者医療制度の加入者が対象です。在宅で歯科健診を受診できる場合もあります。

◆期間 9月～1月末 ◆場所 市内の実施医療機関

◆受診方法 8月下旬ごろにお送りする受診券と保険証を提示

◆自己負担金 300円

問 保健所健康増進課(都通2-19／☎252-7193)  
中保健センター(徹明通2-18柳ヶ瀬グラスル35  
3階／☎214-6630)  
南保健センター(茜部菱野1-75-2／☎271-8010)  
北保健センター(長良東2-140／☎232-7681)

■がん検診を受けましょう

検診名	対象者	自己負担金
肺がん・結核検診 (胸部X線検査)	40歳以上	無料
肺がん検診(かく たん細胞診検査)	50歳以上※1	500円
胃がん検診 (胃部X線検査)	50歳以上	1,500円
胃がん検診 (胃内視鏡検査)		4,000円
大腸がん検診	40歳以上	400円
乳がん検診	40歳以上の女性	1,500円
子宮がん検診	20歳以上の女性	子宮頸部:2,000円 子宮頸部+体部:3,000円

※1 胸部X線検査受診者のうち、喫煙指数(1日平均喫煙本数×喫煙年数)600以上で3日間連続してたんが出る人

◎胃がん検診の胃部X線検査と胃内視鏡検査は重複受診できません。  
◎日程、会場などは市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

■節目歯科健康診査を受けましょう

◆対象者 平成9年・4年・昭和62年・57年・52年・47年・42年・37年・32年・27年生まれの人 ◆自己負担金 600円

■健康相談

出張健康相談もありますので、お近くの保健センターへお問い合わせください。

問 保健所健康増進課(都通2-19／☎252-7193)

■受動喫煙対策についての相談窓口

喫煙専用室等の基準など健康増進法における受動喫煙対策に関する相談をお受けします。

問 保健所感染症対策課(都通2-19／☎252-7187)

■エイズに関する検査・相談

検査は匿名で受けられます。予約は保健所感染症対策課へ。相談したい人は、保健所感染症対策課または各保健センターへお問い合わせください。◆検査日 第1・3月曜日の午後1時20分～3時、第1月曜日の午後5時～6時

問 保健所感染症対策課(都通2-19／☎252-0393)

■新型コロナウイルス感染症に関する相談

相談は受診・相談センター(平日の午前9時～午後5時は☎252-0393、平日の午後5時～翌午前9時・土日祝日の終日は☎272-8860)へお問い合わせください。

問 保健所新型コロナウイルスワクチン接種対策課(都通2-19／☎252-0580)

■新型コロナウイルスワクチン接種の相談

岐阜市ワクチンコールセンター☎252-0580、FAX252-0639(毎日午前8時45分～午後5時30分)へお問い合わせください。

問 保健所地域保健課(都通2-19／☎252-7191)

■医師による精神保健相談

月に1回、精神科医がこころの相談をお受けします。保健所地域保健課へ事前にお申し込みください。

■小児慢性特定疾病児童などに対する医療費を助成

対象となる疾病に対する医療費などの一部を助成します。

■難病患者に対する医療費などを助成

国が定める疾病(指定難病)に対する医療費を助成します。

■臓器提供の意思表示をしましょう

臓器提供の意思表示に関する質問や相談をお受けします。

■骨髄バンクにご登録ください

18～54歳の健康な人を対象。あかなべ献血ルーム(岐阜県赤十字血液センター内／☎272-6911)、岐阜献血ルーム アクティブG(橋本町1-10-1 アクティブG 2階／☎264-2122)で登録できます。

問 保健所保健医療課(都通2-19／☎252-7197)

■献血にご協力ください

献血場所	受付日時
あかなべ献血ルーム 茜部中島2-10岐阜県赤十字血液センター内・☎272-6911	午前8時30分～正午 午後1時～4時30分 ※毎週日曜日は休み
岐阜献血ルーム アクティブG 橋本町1-10-1 アクティブG 2階・☎264-2122	【全血】午前10時30分～午後0時45分・午後2時～6時 【成分】午前10時30分～正午・午後2時～5時30分 ※年末年始は休み

■AEDを市内で開催されるイベントに貸し出し

自治会などの市民団体が開催するスポーツ大会などのイベント(おおむね10人以上が参加するもの)を対象に、AED(自動体外式除細動器)を無料で貸し出します。

■薬物相談窓口

薬物の依存などに関する相談を電話または直接お受けします。

■石綿(アスベスト)健康被害救済制度申請窓口

アスベストによる健康被害の救済給付申請・請求の受付や相談をお受けします。

問 ひきこもり相談室(市庁舎10階／☎214-3703／  
✉hikikomori-soudan@city.gifu.jp)

■ひきこもり相談窓口

面談は予約制です。まずは電話やメールでご連絡ください。◆受付日時 平日の午前8時45分～午後5時30分

## 25 病院 問 岐阜市民病院(鹿島町7-1／☎251-1101代)

中核病院として、高度で先進的な医療の提供に努めています。

●診療科目 内科、糖尿病・内分泌内科、精神科、脳神経内科、呼吸器・腫瘍内科、消化器内科、血液内科、循環器内科、腎臓内科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、臨床検査科、歯科、歯科口腔外科

◆外来診療(初診)受付時間 月～金曜日の午前8時～11時

◆外来休診日 土・日曜日、祝休日、年末年始

■日曜日・休日に急病になったら…

「岐阜市医師会 岐阜市薬剤師会 協力 休日急病センター」・  
「岐阜市歯科医師会 岐阜県歯科衛生士会 協力 休日急病歯科センター」へ

診療場所	診療日	診療時間	受付時間
休日急病センター(内科・小児科) 鹿島町7-1(岐阜市民病院内) ☎253-7277	日曜日・祝休日・ 年末年始(12月31日 ～1月3日)	午前9時～午後1時、午後2時～6時、 午後7時～11時	各診療時間帯の 開始30分前から 終了30分前まで
休日急病歯科センター(歯科) 鹿島町7-1(岐阜市民病院内) ☎253-7337		午前9時～午後1時 午後2時～6時	

※健康保険証、福祉医療費受給者証、母子健康手帳、お薬手帳、医療費などをお持ちください。

※他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初診の人は、選定療養費として病院が定める額を自己負担していただきます(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

■お子さんが夜間に急病になったら…「岐阜市小児科医会等 協力 小児夜間急病センター」へ

◆所在地 鹿島町7-1(岐阜市民病院内) ☎251-1101代

◆診療時間 月～土曜日の午後7時30分～11時(受付は午後7時～10時30分)

※日曜日・祝休日・年末年始(12月31日～1月3日)は休日急病センター(小児科)で、  
毎日午後11時～翌日午前8時は、市民病院小児科で受診できます。

- ・15歳以下のお子さんが対象です。
- ・健康保険証、福祉医療費受給者証、母子健康手帳、お薬手帳、医療費などをお持ちください。
- ・他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初診の人は、選定療養費として病院が定める額を自己負担していただきます(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

■子ども医療電話相談

子どもの応急処置の方法や医療機関の受診について、電話で相談できます。

◆受付時間 月～金曜日は午後6時～翌日午前8時 土・日曜日・祝休日・  
年末年始(12月29日～1月3日)は午前8時～翌日午前8時(24時間)

■夜間や休日に急病でお困りの時は…「救急安心センターぎふ」をご利用ください

急な病気やケガで病院に行くか救急車を呼びか迷ったら、電話相談窓口として看護師などからアドバイスを受けることができます。(24時間365日対応)

## 26 ご不幸・墓地

問 岐阜市斎苑(上加納山4717-4／☎245-0228)

■火葬手続き・火葬場の利用

市民課または各事務所へ死亡届(死亡診断書が必要)を提出し、受け取った死体(胎)火葬許可証を斎苑へ提出してください。

■斎苑の式場・待合室の利用 お問い合わせください。

■自宅で飼っていた動物の火葬

動物をダンボール箱など(120cm×70cm×45cm以内)に入れて斎苑で手続きをしてください。飼い主の住所が確認できるもの(運転免許証など)を持参してください。

●ドッグ ・半日人間ドッグ(午前8時30分～午後0時30分)  
・PET-CT検診(火・水・木・金/約3時間) ・肝胆脾がんドッグ(月・水・金/約3時間) ※いずれも完全予約制

●その他 女性専用外来、セカンドオピニオン外来、緩和ケア外来、がん相談支援センター、認知症疾患医療センターなど

※他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初再診の人は、選定療養費を自己負担していただきます(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

●携帯電話やプッシュホン回線の固定電話

➔ #8000

●プッシュホン回線でない固定電話や公衆電話

➔ ☎240-4199

●携帯電話やプッシュホン回線の固定電話

➔ #7119

●プッシュホン回線でない固定電話や公衆電話

➔ ☎265-0009

問 市民生活政策課(市庁舎9階／☎214-2176)

■市営墓地を使用している人で届出が必要な時

・墓地が不用になった時 ・住所・氏名を変更した時  
・使用者が死亡した時 ・使用者を生前のうちに変更したい時  
・墓地使用承認証を紛失した時 ・納骨する時(分骨の場合は不要)  
・墓地内で工事(墓碑建立・名を刻むなど)を行う時

■埋蔵されている焼骨をほかへ移す時(改葬)

改葬許可申請書を市民生活政策課へ提出してください。

## 27 ごみ・粗大ごみ・資源分別回収

**問 環境一課(市庁舎14階) ☎265-3983、214-2418、214-2831**

### ■ごみの分け方・出し方(祝日も収集)

無色透明または乳白色で中身の見える半透明袋に入れて、袋の口はしっかり結んでください。他都市の指定袋や黒・青など色付きの袋は使えません。カラスよけネットなどを活用し、鳥獣被害・ごみの飛散防止にご協力ください。分け方や出し方のルールが守られていないごみには「イエローカード」を貼り収集しません。詳細は35ページの表をご覧ください。

### ■粗大ごみ

各家庭の玄関前の道路際で収集する戸別収集(一般家庭を対象)と、自分で施設へ搬入する直接搬入があります。処理手数料が必要です。申込方法と出し方は下図をご覧ください。※使わなくなったものは捨てる前にリユースを検討しましょう。

### ■家電リサイクル法対象機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)

家電リサイクル法対象機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)の処理は、買い替えをした小売店または購入した小売店へ依頼してください。依頼が困難な場合は、**粗大ごみ受付センター☎243-0530**へご相談ください。

### ■家庭系使用済パソコン

家庭で使用され不要となったパソコンは、当該製品メーカーか、**リネットジャパンリサイクル**へ電話☎0570-085-800(午前10時～午後6時、日曜日・祝日は午後5時まで)またはインターネットで申し込んでください。宅配便で回収をします。詳細は、お問い合わせください。※ノートパソコンについては、「岐阜市の小型家電リサイクル」でも収集しています。

### ■がれきなどの戸別収集

家庭から出たレンガ、かわら、コンクリート製品(ブロック・物干し台のおもりなど)、漬物のおもし、ボウリングの球、耐火金庫などは、粗大ごみとは別に戸別収集を行います。**粗大ごみ受付センター☎243-0530**へ申し込んでください。申込者立ち会いのもと係員が計量し、処理手数料が必要です。1回最高200kgまで、1個あたり80kgまでです。

### ■岐阜市の小型家電リサイクル

携帯電話やノートパソコンなどの28品目の対象品を無料で収集します。収集場所に設置された専用回収ボックスに投入してください。(約45cm×10cmもしくは20cm×15cm程度まで)

**●対象品** ①携帯電話 ②PHS端末 ③ノートパソコン(タブレット端末含む) ④デジタルカメラ ⑤ビデオカメラ ⑥MDプレーヤー ⑦デジタルオーディオプレーヤー(フラッシュメモリが

記録媒体である物) ⑧デジタルオーディオプレーヤー(HDDが記録媒体である物) ⑨CDプレーヤー ⑩カセットテープレコーダ ⑪ICレコーダ ⑫電子辞書 ⑬据置型ゲーム機 ⑭携帯型ゲーム機 ⑮ETC車載ユニット ⑯VICSユニット ⑰ラジオ ⑱DVDレコーダ ⑲DVDプレーヤー ⑳HDDレコーダ ㉑ブルーレイレコーダ ㉒ブルーレイプレーヤー ㉓ビデオテープレコーダ ㉔カーナビゲーション装置 ㉕カーステレオ ㉖電話機 ㉗ファクシミリ ㉘フィルムカメラ

**●収集場所** ①東部粗大ごみ自己搬入施設 ②南部粗大ごみ自己搬入施設 ③西北部粗大ごみ自己搬入施設 ④市庁舎 ⑤各コミュニティセンター ⑥危険物・廃食用油等収集時

### ■収集・処理できないもの

タイヤ、バッテリー、自動車部品、ピアノ、農機具、オートバイ(50ccを超えるもの)、電気温水器、プロパンガスボンベ、消火器、農薬、化学薬品、塗料、エンジンオイル、石油類などは、収集・処理できません。これらは取扱店、事業所、専門の処理業者に相談して処分してください。

### ■引っ越しなど臨時的または多量にごみが出た時

自分で処理施設へ搬入するか、市の許可業者へ収集を依頼してください。詳細は、環境一課へお問い合わせください。

### ■道路上に飼い主の分からない動物の死体がある時

場所を連絡してください(飼い犬・飼い猫の場合は、飼い主が手続きをしてください)。

### ■不法投棄110番

廃棄物の不法投棄行為や、不法投棄された物を発見した時はご連絡ください。

☎0120-530817 FAX 0120-530814

**問 資源循環課(市庁舎14階) ☎214-2179**

### ■資源分別回収

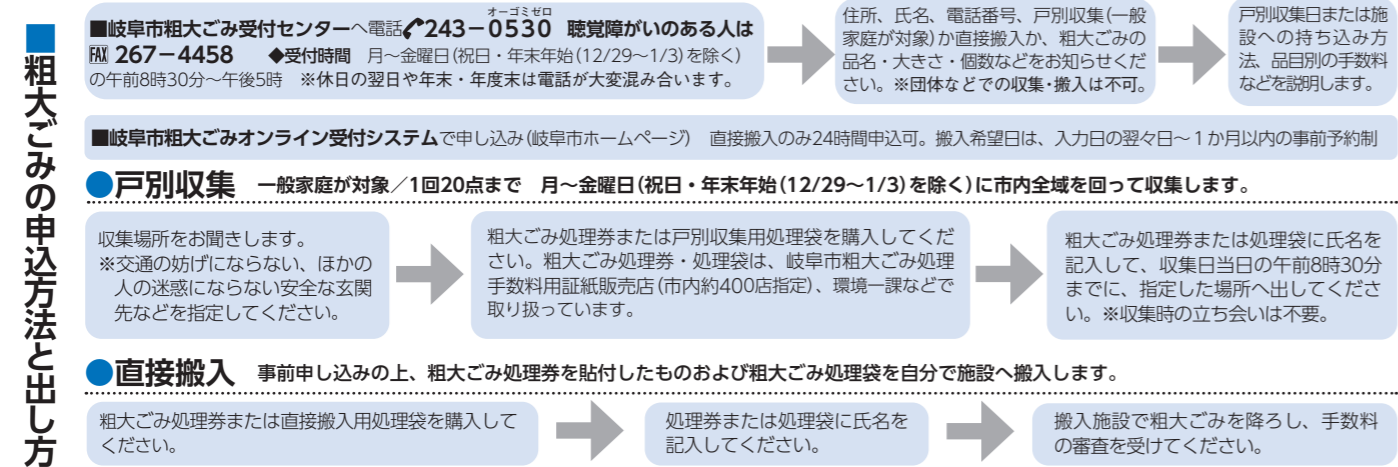
地域の自治会、PTA、子ども会などが実施します。回収日時は、自治会を通して配布される実施カレンダーをご覧ください。集積場所は、自治会または実施団体へお問い合わせください。

### ■柳津資源ステーション(柳津町下佐波1-5)

家庭から出る下表の品目を回収しています。自分で持ち込んでください。◆開館日時 1月5日～12月30日の午前9時～午後4時 ※休館日：毎週木曜日(祝日・12月28日～30日は開館)・年末年始(12月31日～1月4日)

品目	分け方	出し方
紙類 古着類	新聞/雑誌/チラシ/紙パック/雑誌/段ボール/古着	紙パックは中を洗い切り開く。古紙は種類ごとにひもで十文字に束ねる 使用済み家庭用インクカートリッジ
		35ページを参照

ごみの種類	ごみの出し方	収集回数
<b>プラスチック製容器包装(一般家庭対象) 識別表示(プラマーク)が付いているもの</b> ※汚れが落ちないものは普通ごみへ ※バケツやおもちゃなどのプラスチック製品は粗大ごみへ	・当日の午前8時30分までに決められたごみステーションへ。 ・無色透明または乳白色で中が見える半透明袋に入れる。 ・汚れのついていないものは、水で軽くすすいだり、拭きとったりして、きれいにしてから出す。 ・はがすことが難しいラベルやシールはそのままにする。 ・袋は二重にしない。	週1回 (1月1日～3日を除く)
<b>普通ごみ</b> ※古新聞・古雑誌・段ボールなどの再利用できる紙類は資源分別回収へ ※生ごみはたい肥にするなど減量にご協力を	・当日の午前8時30分までに決められたごみステーションへ。 ・無色透明または乳白色で中が見える半透明袋に入れる。 ・生ごみはよく水を切る。 ・紙おむつは便をトイレに捨ててから出す。 ・庭木を剪定した細い枝(直径3cm以下)は長さ30cm以下に(太い枝は粗大ごみへ)。	週2回 (1月1日～3日を除く)
<b>ビン、カン、ペットボトル ドリンクビン・一升ビン・雑ビン類など アルミ缶・スチール缶など</b> ※ガラス(コップ・窓ガラス)・瀬戸物・ハンガー・一斗缶は粗大ごみへ ※フライパン・なべは資源分別回収へ	・当日の午前8時30分までに決められたごみステーションへ。 ・無色透明または乳白色で中が見える半透明袋に入れる。 ・ビン・カン・ペットボトルの3袋に分けてごみステーションに出す。 ・ペットボトルはキャップ・ラベルを外し、中を水洗いして、なるべくつぶす(キャップ・ラベルはプラスチック製容器包装へ)。 ・ビン・カンは中を水洗いし、ビンはキャップを外す。 ・スプレーカン・カセットボンベなどは中身を使い切り、穴を開けずに、できる限り「危険物・廃食用油等」へ(カン収集に出す場合は中身を使い切っていることを確認する)。	週1回 (1月1日～3日を除く)
<b>粗大ごみ 家具類、家庭用電化製品(冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、パソコンは除く)、ふとん類、自転車・三輪車など</b>	・申込方法と出し方は34ページ下を参照。 ・ごみの品目によって処理手数料は異なる。	申込制
<b>小型家電(携帯電話、ノートパソコンなどの28品目の対象品)(一般家庭対象)</b>	・無料で収集。市内12か所に設置した専用ボックスに対象品目を各施設の開所・開庁時間内に投入。 ・危険物・廃食用油等収集時にも回収。	随時
<b>蛍光灯管・乾電池(一般家庭対象)</b>	・各地域の収集場所に設置してある回収箱へ。 ・蛍光灯管は割らずにそのまま入れる。	随時
<b>資源分別回収</b> ●紙類：新聞・チラシ・雑誌(単行本も含む)・段ボール・紙パック・雑がみ(菓子箱などのボール紙、ティッシュの箱、トイレットペーパーやラップの芯など) ●古着：古着・下着・タオル・シーツ ●カン・フライパン類：アルミ缶・スチール缶、金属製のなべ・やかん・フライパン	・当日の指定時刻までに実施団体が決めた場所へ。 ・紙類はそれぞれひもで十文字にしる。 ・雑がみは、紙袋に入れてひもでしばってもよい。 ・古着は透明または半透明の袋に入れ、回収日が雨の日や雨の降りそうな日は回収に出さず、次回まで保管する(じゅうたん、カーテン、ふとん、ぬいぐるみ、綿や羽毛の入った防寒着などは不可)。 ・カンは中を水洗いし、透明または半透明の袋に入れる。 ・ビン、ペットボトルは不可。※詳細は、資源循環課へお問い合わせください。	原則月1回 (地域により異なります)
<b>危険物・廃食用油等(一般家庭対象)、ライター、マッチ、スプレーカン、カセットボンベ、小型充電式電池、水銀含有製品など</b>	・当日の午前7時～11時に各地域の収集場所へ。 ・スプレーカン、カセットボンベなどは事故防止のため、穴を開けずに出してください。	月1回
<b>ダンボールコンポスト堆肥</b>	・月に一度の危険物・廃食用油等の収集時に各地域の収集場所へ。	
<b>使用済みはがき</b>	・市庁舎、各事務所、ステーションプラザ、市内各郵便局に設置のはがき回収グリーンボックスへ入れる。	
<b>使用済み家庭用インクカートリッジ</b>	・家庭で使用されたブラザー、キャノン、エプソン、HPの純正インクカートリッジが対象。 トナーカートリッジなどは回収不可。 ・市庁舎、柳津資源ステーション、ぎふメディアコスモス、各事務所、ステーションプラザ、郵便局(岐阜中央・岐阜東・岐阜西・巖美・岐阜北)などに設置の回収箱へ。	



## 28 環境

問 保健所生活衛生課(都通2-19/☎252-7195)

### ■あき地の維持管理

住宅地のあき地に生い茂った雑草の相談をお受けします。

問 環境保全課(市庁舎14階/☎214-2152)

### ■生活環境に関する公害などで困っている時

工場・事業場からの悪臭、騒音、振動などの相談をお受けします。

### ■水質に関する公害などで困っている時

工場・事業場からの汚水の排出、地下水汚染などに関する相談をお受けします。

### ■河川に魚が浮いている時など

河川に油や汚水が流れたり、魚が浮いていたりするなど河川環境に関する相談をお受けします。

問 資源循環課(市庁舎14階/☎214-2178)

### ■530(ごみゼロ)運動/クリーンシティぎふの日運動

「岐阜市まちを美しくする条例」により、5月30日と11月の第3日曜日を「環境美化の日」と定め、「530運動」と「クリーンシティぎふの日運動」として、市民一斉清掃を行っています。

問 資源循環課(市庁舎14階/☎214-2179)

### ■雑がみ講座

「雑がみて何？」など、地域に出向いてごみ減量についてお話しする「出前講座」を実施しています。

### ■ダンボールコンポスト講座

ダンボールを使って家庭で手軽に生ごみを堆肥にできる学習会を開催しています。日程などは、市ホームページをご覧ください。



### ■家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金

家庭用電気式生ごみ処理機の購入者に対して、購入費用の一部を補助します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

## 29 ペット/衛生

問 保健所生活衛生課(都通2-19/☎252-7195)

### ■犬の登録と予防注射

生後91日以上の犬は、登録と年1回の狂犬病予防注射が必要です。飼い主や住所の変更、犬が死亡した時はご連絡ください。

### ■犬・猫をやむを得ず飼えなくなった時

相談をお受けします。やむを得ない場合のみ引き取ります(有料、日時の指定があります)。



### ■愛犬のしつけ方教室

犬のしつけ方についての講習会とご相談をお受けします。詳細は、お問い合わせください。

### ■飼い主不明な猫(野良猫)の不妊手術費補助金

飼い主不明な猫の不妊手術を行う場合、費用の一部を補助します。事前に申し込みが必要ですのでお問い合わせください。

問 脱炭素社会推進課(市庁舎14階/☎214-2149)

### ■地球温暖化対策に向けた環境にやさしい暮らし(エコライフ)について学びたい時

一人一人が日常生活を見直し、環境にやさしい暮らし(エコライフ)をすることが地球温暖化対策につながります。市では地域に出向いてお話しする「出前講座」を行っています。

### ■省エネ生活を応援! ぎふ減CO2ポイント制度

家庭での電気・ガス・水道の使用量削減、「省エネ、再エネ機器」の購入(自動車・家電・高効率給湯器・家庭用燃料電池・太陽光発電パネル・太陽熱集熱温水器・家庭用蓄電池・地中熱ヒートポンプ・V2H・国の補助金を利用した住宅省エネ改修)、アユカの購入・入金、環境学習の受講について、「減CO2(げんこつ)ポイント」を差上げます。そのポイントで“もっと省エネ啓発品”が当たる抽選に参加できます。

### ■岐阜市地球温暖化対策推進支援事業の補助制度

地球温暖化対策として、家庭や自動車からの温室効果ガスの排出を削減するため、「家庭用太陽光発電設備」、「家庭用蓄電池」、「家庭用次世代自動車充電設備(V2H)」を設置した費用の一部を補助します。※令和5年度分の補助金は、市の予算に加え、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用。詳細は、市ホームページなどでご案内します。



問 河川課(市庁舎16階/☎214-4846)

### ■長良川環境ボランティア

NPO法人長良川環境レンジャー協会などと連携して、長良川の河川敷で利用者相互の安全やごみ持ち帰りの啓発など、河川環境の保全活動を行っています。

### ■猫侵入防止装置の貸し出し

庭などへの猫の侵入を防ぐため、猫侵入防止装置を貸し出しています(14日間)。詳細は、お問い合わせください。



### ■ネズミ、衛生害虫などの相談

駆除方法についての相談をお受けします。

問 保健所食品衛生課(都通2-19/☎252-7194)

### ■食品衛生について学びたい時

食中毒予防やHACCP、食品表示などに関する正しい知識を身に付けましょう。「出前講座」もしています。

### ■食品についての相談

食中毒や不良食品、食品表示などに関する相談をお受けします。

問 農林課(市庁舎13階/☎214-2079)

### ■有害鳥獣の捕獲許可(農作物などに被害がある場合)

野生鳥獣をむやみに捕獲することは法律で禁じられています。許可が必要ですので、詳細はお問い合わせください。

## 30 上下水道/井戸水/し尿/浄化槽

問 上下水道料金センター(市庁舎2階/☎266-8835)

### ■入居・転居の時

事前にご連絡ください。

◆営業時間 平日=午前8時45分~午後5時30分 ※木曜日のみ午後8時まで 土日祝日=午前9時15分~午後4時(12月29日~1月3日を除く)

問 上下水道事業部営業課(祈年町4-1)

### ■家庭の水道・下水道の施工

▶審査係・指導係☎259-7519

市の指定工事業者(店)に依頼してください。

### ■水洗便所への切り替えに伴う助成金制度(新築は対象外)

▶負担金・普及係☎259-7520

下水道が使用できるようになった日から、くみ取り便所は3年以内、その他の排水は1年以内に工事を行った場合に助成します。

### ■下水道事業受益者負担金

▶負担金・普及係☎259-7520

下水道が使用できるようになった区域内に土地をお持ちの人に、その土地の面積に応じて負担していただけます。

### ■水道・下水道の修理

道路での漏水などは維持管理課(受付)へ、家庭での漏水や便器の詰まりなどは、市の指定工事業者(店)へご依頼ください。

問 上下水道事業部維持管理課☎259-7788

### ■水道・下水道の修理

道路での漏水などは維持管理課(受付)へ、家庭での漏水や便器の詰まりなどは、市の指定工事業者(店)へご依頼ください。

## 31 経営・創業/融資

問 商工課(市庁舎13階/☎214-2771)

### ■ビジネスチャレンジ支援相談窓口

中小企業などの経営上のあらゆる悩みの相談をお受けします。

◆場所 ぎふメディアコスモス2階中央図書館内レファレンスカウンター(司町40-5)

◆日時 毎週火曜日の午後1時~5時、毎週木曜日の午後2時~7時30分 ※毎月最終週の火曜日はぎふメディアコスモスが休館のため第4土曜日(午後1時~5時)に振り替えます。(祝日・年末年始は除く)

※予約は岐阜県よろず支援拠点(☎277-1088)へ。

### ■中小企業者の事業資金の融資

商工業を営む人のための「ぎふし伴走支援型特別資金」「創業者支援資金」「ぎふし事業承継資金」などの融資制度です。取扱金融機関または岐阜市信用保証協会へ。

問 Neo work-Gifu(高砂町1-17岐阜イーストライン)

グ24 2階/☎264-8355)

### ■岐阜市リモートオフィス(Neo work-Gifu)

テレワークや企業のサテライトオフィスなどにご利用ください。

◆料金(税込) 個室38,500円/月~、固定席22,000円/月~、自由席3,300円/月~、ビジター利用550円/3時間~

### ■スタートアップ相談窓口(要予約)

起業や経営に関する相談に無料で対応します。

◆日時 平日の午前10時~午後6時、土曜日の午前10時~午後4時30分(祝日・年末年始は除く)

問 衛生試験所(三田洞東5-6-1岐阜薬科大学三田洞キャンパス内/☎236-1050)

### ■飲料水(井戸水)の検査

あらかじめ衛生試験所で専用容器を受け取り、検査したい井戸水を入れて持参してください。受付日時:月~木曜日(祝日とその前日を除く)の午前8時45分~午後3時

問 保健所生活衛生課(都通2-19/☎252-7195)

### ■井戸水の相談

一般家庭、マンションやビルなどでの、井戸水の飲用に関する相談をお受けしています。

問 環境二課(市庁舎14階/☎214-2419)

### ■くみ取り便所のし尿の収集

新たにくみ取り便所のし尿の収集を希望される場合は届出が必要です。また、収集を中止したい場合、使用人員や住所の変更などがある場合はご連絡ください。

問 環境二課(市庁舎14階/☎214-2154)

### ■浄化槽を設置・使用開始・休止・再開・廃止した市への届出が必要

### ■浄化槽の管理

年1回、指定検査機関で検査を受けてください。清掃は年1回(全ばっき方式は6か月に1回以上)、保守点検は年数回(処理方法により異なる)必要です。

### ■浄化槽の設置補助金制度

下水道の整備が、7年以上見込まれない地域の住宅に浄化槽を設置する場合、補助金を交付します。

問 労働雇用課(市庁舎13階/☎214-2358)

### ■勤労者生活資金融資

勤労者(市内に引き続き1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上継続して勤務している従業員)のための、一時的必要資金の融資制度です。取扱金融機関(十六銀行の市内本・支店)へ。

### ■勤労者・事業者等耐震リフォーム資金融資

建築指導課が実施する耐震改修の補助事業(→38ページ)を受けた人を対象に、補助事業以外でリフォームをした部分についての融資制度です。取扱金融機関(十六銀行の市内本・支店)へ。

問 岐阜市信用保証協会(吉野町6-31岐阜スカイウイング37東棟3階/☎265-4611)

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際の公的な保証人となって、資金調達が円滑に進むよう支援します。

## 32 計量

問 計量検査所(市庁舎立体駐車場1階/☎214-6154)

### ■商品の量目不足などの相談

商品の量目不足や量り方に対する苦情・相談をお受けします。

### ■家庭用のはかり・体温計の無料検査

毎年11月、地域のコミュニティセンターなどに出張して無料検査を行います。

### ■商取引または証明用はかりの定期検査

2年に1回、定期検査が必要です。

## 33 道路／河川

**問 道路維持課(市庁舎16階／☎214-4796)**

### ■道路などの破損を見かけたら

市が管理する道路の穴、ガードレール・フェンス・カーブミラー・側溝ふたの破損および欠損、市草の入った街路灯の破損および点灯不良を見かけたら、ご連絡ください。

### ●道路損傷等通報システム「ぎふしみちレポ」

市が管理する道路の損傷などを、スマートフォンを使っていつでもかんたんに通報できるサービスです。通報フォームへアクセスし、損傷などの状況が分かる写真と位置情報を入力してください。



## 34 住宅／建築／駐車・駐輪

**問 岐阜県住宅供給公社岐阜事務所(市庁舎2階／☎265-3900)**

### ■市営住宅への入居を希望される時

現在、住宅にお困りの人が対象。所得制限があり、家賃は収入に応じて決まります。一般向けのほかに特定単身者向け、車いす対応、老人世帯向け、母子および父子世帯向け、子育て世帯等向けなどもあります。

**問 建築指導課(市庁舎17階／☎265-3903)**

### ■建築等に関する手続き

建築物を計画する際には建築確認申請などの提出が必要です。

### ■耐震診断・改修の補助事業

住宅、建築物の耐震診断および耐震改修の補助事業を行っています。制限がありますので、詳細はご相談ください。

### ■ブロック塀等撤去費補助事業

道路に面するブロック塀などを撤去する費用の補助事業を行っています。制限がありますので、詳細はご相談ください。

### ■耐震シェルター等設置補助事業

耐震シェルターや防災ベッドの設置費用の補助事業を行っています。高齢者または障がいのある人などの居住や所得制限、建築年次などの制限がありますので、詳細はご相談ください。

### ■民間建築物の吹付けアスベスト対策の補助事業

吹付け建材にアスベスト含有のおそれがある場合のアスベストの有無を分析する調査費用および吹付けアスベストの除去などの工事費用の補助事業がありますのでご相談ください。

### ■開発許可が必要な場合

市街化区域内(1,000㎡以上)および市街化調整区域内での宅地開発は許可が必要です。

**問 土木調査課(市庁舎16階／☎214-4734)**  
**都市計画課(市庁舎15階／☎265-3906)**

### ■地区計画の届出が必要な場合

地区整備計画区域内での、土地の区画形質の変更、建築物の建築または工作物の建設、建築物などの用途の変更、建築物などの形態または意匠の変更がある場合は、届出が必要です。

**問 農林課(市庁舎13階／☎214-2079)**

### ■林道の通行に支障がある時

倒木や路面の荒れで通行に支障がある時はご連絡ください。

**問 土木管理課(市庁舎16階／☎214-4719)**

### ■道路の自費工事

自費工事(申請者負担)で歩道の切り下げや道路の舗装、側溝の工事などを行う時は、道路管理者の承認が必要です。

### ■道路・河川に排水管・足場・橋などを設置する時

道路・河川管理者の許可が必要です。

**問 基盤整備政策課(市庁舎16階／☎265-3895)**

### ■土地取引に届出が必要な場合

都市計画施設区域内で100㎡以上、市街化区域内で5,000㎡以上の土地を取引する時は、届出が必要です。

**問 まちづくり推進政策課(市庁舎17階／☎214-4494)**

### ■一定面積以上の土地取引には届出が必要です

市街化区域内で2,000㎡以上、市街化調整区域内で5,000㎡以上の土地を取引する時は、届出が必要です。

**問 都市計画課(市庁舎15階／☎265-3906)**

### ■都市計画施設等の区域内の建築許可が必要な場合

都市計画決定された施設(道路・公園)などの区域内で、建築物の建築を行う場合、許可が必要です。

### ■立地適正化計画の届出が必要な場合

計画で定めた誘導区域の外で、一定規模以上の建築物の建築に伴う開発や建築等の行為を行う場合や、誘導区域内で計画で定めた誘導施設の休止・廃止を行う場合は届出が必要です。

### ■風致地区の許可が必要な場合

風致地区内での建築物の建築または工作物の建設、宅地造成など土地の形質の変更、木竹の伐採、土石の類の採取、水面の埋立てまたは干拓、建築物などの色彩の変更、屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積がある場合、許可が必要です。

### ■駐車場を新設する場合

大規模な駐車場を設置する時は要件により手続きが必要です。

### ■附置義務駐車場・駐輪場の申請などが必要な場合

一定規模以上の建築物の建築を行う時は、駐車場・駐輪場の設置が義務づけられ、申請が必要です。

**問 土木管理課(市庁舎16階／☎214-4719)**

### ■違法放置自転車の撤去 岐阜駅、西岐阜駅周辺等の自転車等放置禁止・規制区域

JR岐阜駅、名鉄岐阜駅およびJR西岐阜駅周辺は、自転車などの放置禁止区域と放置規制区域に指定されており、放置自転車は撤去の対象となります。必ず自転車駐車場へ駐輪してください。なお、撤去した放置自転車は、**岐阜市自転車保管所(古市場高宮8／☎234-5888)**で60日間保管されます。

## 35 まちづくり／景観／空き家／緑化

**問 官民連携まちづくり課(市庁舎17階／☎265-3985)**

### ■景観まちづくり

建築物や工作物の新築(新設)、増築、改築、移転、外観の変更となる修繕・模様替・色彩の変更を行う時に届出が必要になる場合があります。

### ■景観アドバイザー

家を建築したり改修したりする時、外観などについて専門家(建築・デザイン・緑化)が相談(月1～2回)をお受けします。

### ■屋外広告物(看板など)の規制

屋外広告物の掲出には、特別な場合を除き許可が必要です。

**問 (一財)岐阜市未来のまちづくり財団(柳ヶ瀬通1-12 岐阜中日ビル2階／☎266-1377)**

### ■まちづくり相談窓口

中心市街地の活性化や景観まちづくりなどに関する支援や相談を行います。

**問 空家対策課(市庁舎17階／☎214-2258)**

### ■空き家総合窓口

空き家所有者などからの相談をお受けします。また、地域の皆さんからの管理不全な空き家の情報をお受けし、関係課と連携して対応します。

**問 区画整理課(市庁舎15階／☎214-4689)**

### ■区画整理事業によるまちづくり

住環境を良くしたい、道路を広げたいなどを目的に地域の皆さんでまちづくりを進めるもので、助成制度を適用できる場合があります。計画段階でご相談ください。

**問 都市計画課(市庁舎15階／☎265-3906)**

### ■地区計画によるまちづくり

良好な市街地環境の整備・保全を図るため、住民の皆さんと行政が協力しながらまちづくりのルールを定める制度です。

## 36 市民協働のまちづくり

**問 市民活動交流センター(ぎふメディアコスモス内／☎264-0011)**

### ■岐阜市住民自治基本条例

「まちづくりの主権者は市民」を基本に、市民と行政の役割と責任を明確にし、それぞれが主体的にかつ互いに“協働して”まちづくりを進めていく条例です。

### ■自治会

自治会は、町内などを単位にした自主的な住民自治組織です。また、旧小学校区ごとに50の「自治会連合会」が組織されています。加入については町内の班長や自治会長へご相談ください。

### ■アダプト・プログラム 公共空間などの美化と管理

アダプト・プログラムとは、道路や公園などの公共空間を、地域住民の皆さんで清掃活動や管理を行っていただく制度です。地域の皆さんと市が覚書を結び実施するもので、傷害・賠償責任保険の適用、看板の設置を市が行います。

### ■協議の場

NPO団体と行政による協働事業実施に向け、NPO団体または行政からの事業提案について双方で協議する機会を設けています。また、強化月間を定め事業提案を募集し、協議の機会を提供する「一斉協議の場」も実施しています。

### ■“協働のまちづくり”の相談窓口(中間支援機能)

市民同士や市民の皆さんと行政をつなぐパイプ役として、情報の提供やコーディネートを行います。

**問 市街地再開発課(市庁舎15階／☎214-4629)**

### ■市街地再開発事業によるまちづくり

中心市街地で市街地再開発事業により共同ビルを建設し、土地の高度利用や市街地環境の向上などを図る場合は、計画段階でご相談ください。

**問 (一財)岐阜市未来のまちづくり財団(岐阜公園内／☎262-4787)**

### ■樹木の無料診断

樹木医による衰退樹木の診断と樹勢回復法の指導を行います。

### ■緑化の助成(要申請)

- 家の新築や、新築住宅を購入した時に樹木を配布します。
- 住宅用地に新たに、生け垣づくり、張芝、壁面緑化、屋上緑化を行う場合に助成します。
- 市が指定した保存樹・保存樹林に助成します。

### ■ふれあい花壇

地域の花壇などで花飾りの活動を行う団体を対象に、草花の配布などを行います。

**問 資源循環課(市庁舎14階／☎214-2178)**

### ■路上喫煙の規制

JR岐阜駅周辺、長良橋通り、玉宮通り、柳ヶ瀬、市役所・ぎふメディアコスモス周辺、金華山登山道、岐阜公園の一部および川原町界限を「路上喫煙禁止区域」に指定しています。区域内では道路や公園など屋外の公共の場所での喫煙ができません。区域内の指定喫煙場所をご利用ください。なお、違反者には2,000円の過料が科されます。禁止区域外でも、灰皿が設置されていない場所での路上喫煙はやめましょう。

- ボランティアに関する相談 →40ページをご覧ください。
  - ▶生涯学習センターのコーディネーターによる相談を受け付けています。※相談対応日は月ごとに異なります。

### ●まちづくり協議会に対する活動支援や相談

- ▶岐阜市まちづくりサポートセンター(市民活動交流センター内)

**問 人権啓発センター(市庁舎2階／☎214-6119)**

### ■人権を尊重するまちづくり

人権問題の解決を目指し、情報の提供や学習・研修・講座などを実施しています。センター内には「あったかハートコーナー」を設けて、人権啓発に関する資料の閲覧・貸出を行っています。

**問 地域安全推進課(市庁舎9階／☎214-4963)**

### ■みんなでつくる“ホットタウン”プロジェクト

平穏な暮らしを守るためには、地域の皆さんが身の回りの安全に気を配り、地域の安全は地域の手で守っていく必要があります。“ホットタウン”プロジェクト事業は、地域での積極的な安全活動を市が応援し、市民の皆さんと市との協働でホットで安全で安心なまちづくりを進める事業です。自治会など地域の皆さんの積極的な提案をお待ちしています。  
◆内容 ①街角トワイライト整備事業 ②防犯カメラ設置事業 ③地域安全運動実施事業 ④ヒヤリハット・バリアフリー対策事業 ⑤青色回転灯防犯パトロール実施事業 ⑥“ホットタウン”カレッジ(地域防犯ボランティアリーダー研修会) ⑦暴力団排除活動実施事業







## 38 文化・スポーツ・レクリエーション施設

### ■ながら川ふれあいの森

農林課(市庁舎13階)／☎214-2079

四季の森センター(三田洞211)／☎237-6677

市内最高峰の百ヶヶ峰(どどがみね)周辺を、東海自然歩道も含めて散策できる森です。野鳥観察施設、薬木の広場、展望台などがあり、四季の森センターは多目的室を、キャンプ場はテント区画や野外炊事場を利用できます。また、各種団体がさまざまなイベントや講座などを開催しています。

▶四季の森センター ◆開館時間 午前9時～午後5時

◆休館日 月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始

※同センターの一部施設とキャンプ場の利用は有料。

### ■岐阜市畜産センター公園

椿洞776-4／☎214-6333

バラやアジサイ、花菖蒲などの栽培、広大な芝生広場、グラウンドなどを備え、豊かな自然とふれあいながら多様な活動を楽しめる、憩いの場所です。 ◆入園料 無料 ◆年中無休

### ■道の駅「柳津」

柳津町仙石城7696-1／☎388-8719

情報館、物販館など交流施設のほか、境川の自然もお楽しみいただけます。

### ■岐阜薬科大学薬草園

椿洞字東辻ヶ内935(畜産センター公園東)／☎237-3931(岐阜薬科大学三田洞キャンパス)

多数の薬用植物を栽培展示し、育種研究と野外教育を行っています。5～10月の月・水・金・日曜日(祝日と8月は除く)は一般公開され、ガイドボランティアが見学のお手伝いをします(月曜日のガイドはお休み)。公開状況はホームページをご覧ください。

### ■プラザ掛洞 奥1-104／☎239-9390

ごみを焼却する際に出る余熱を利用した、温水プールやこどもプール、ウォータースライダーと浴場(白湯・気泡風呂・サウナ)を備えるほか、各種講座を開講しています。

◆開館時間 午前10時～午後9時(温水プールは平日：午後1時～9時、土曜日：午前10時～午後9時、日曜日・祝日：午前10時～午後6時) ◆休館日 月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始 ※7月21日～8月31日は無休 ◆利用料 一般410円、中学生以下と70歳以上は200円



### ■掛洞苑(フィールドアスレチック広場)

奥字掛洞378／☎239-9911(掛洞プラント)

約250本の桜に囲まれたフィールドアスレチック広場もあり、親子でのんびり遊べる「岐阜の原っぱ」です。 ◆利用料 無料

### ■リフレ芥見 芥見6-283-2／☎241-8831

幅広い年齢の皆さんが気軽にスポーツを楽しめるよう、屋内には歩行浴プールやジャグジー・サウナ、屋外には多目的ドームや芝生広場などを備えます。

◆開館時間 午前9時～午後9時 ※施設により異なる(歩行浴プールなどは午前10時～)

◆休館日 月曜日(祝日の場合は翌平日)、年末年始

◆入館料 一般200円、中学生と70歳以上は100円

### ■芥見リサイクルプラザ

芥見6-368 東部クリーンセンター内／☎243-2421

ごみ処理施設見学、再使用できる粗大ごみの譲渡会、リサイクル工作体験などを行います。詳細はホームページをご覧ください。

◆開館時間 平日の午前9時～午後5時

◆休館日 土日祝日、年末年始

## 39 コミュニティバス(ぎふっこバス)

問 交通政策課(市庁舎15階)／☎214-2017

### ■運賃・1日乗車券

運行地区名	運賃 ※1	全地区共通1日乗車券 ※2
加納／市橋／日光／三輪／中心市街地東部／芥見東・南／黒野・西郷／藍川／長森南／境川／長良・長良東／芥見・岩／三里・本荘／常磐・鷲山・長良西／茜部・厚見／日野／北長森／七郷・木田／岩野田・岩野田北	【1乗車】 大人(中学生以上)：100円 小人(小学生)：50円	大人(中学生以上)：200円 小人(小学生)：100円 全地区のコミュニティバスでご利用できます。 (他地区への乗り継ぎ可能) 乳児(1歳未満)：無料

※1 運賃は後払いです。

◎現金でお支払いの場合は小銭をご用意ください。

◎「ICカード乗車券(アユカ)」「高齢者おでかけバスカード」でお支払いの場合は、乗車時および降車時にカードリーダーにタッチしてください。「高齢者おでかけバスカード」でお支払いの場合は、運賃が2割引となります。

◎障がいのある人は運賃が半額です。現金の場合は支払い時に障がい者手帳などを運転手に提示してください。「ICカード乗車券(アユカ)」の場合は、購入時に障がい者手帳などを販売場所に提示してください。介護者1人も割引の対象となります。

※2「全地区共通1日乗車券」はコミュニティバス車内で販売しています。

### ●コミュニティバス相互や岐阜バスとの乗り継ぎ割引

現金回数券	コミュニティバス相互：乗り継ぎ前のバスで運転手から「乗り継ぎ券」をもらい、乗り継ぎ後のバスで運転手へお渡しください。40円割引
ICカード乗車券(アユカ)	45分以内に乗り継ぎ：乗り継ぎ後のバスで40円割引 45分を超えて乗り継ぎ：割引なし
高齢者おでかけバスカード	割引なし

### ●回数券

(コミュニティバス車内で販売)  
◆金額 大人(中学生以上)：1,000円(100円×11枚)、小人(小学生)：500円(50円×11枚) ※障がいのある人は半額。購入時に障がい者手帳などを提示。

### ●ICカード乗車券(アユカ)と高齢者おでかけバスカードの利用

▶ICカード乗車券(アユカ) ◆販売場所 岐阜バスターミナル・各営業所など

▶高齢者おでかけバスカード →詳しくは20ページをご覧ください。

▶両カードの入金(積み増し)場所

コミュニティバス・岐阜バス車内、岐阜バスターミナル・各営業所など、自動入金機(市庁舎1階売店内など)

■運行地区 ※下線のある経由地ではコミュニティバス相互の乗り継ぎが可能。また、太字の経由地では鉄道に乗り継ぎができます。

運行地区名	愛称	主な経由地
加納(加納・加納西)	加納めぐりバス	JR岐阜駅南口、南部コミセン、MEGAドンキUNY、朝日大学病院 など
市橋	西ぎふ・くるくるバス	JR西岐駅、市民病院、県図書館・県美術館、県庁、OKBふれあい会館 など
日光(島・早田・城西・則武)	にっこりバス	忠節、岐阜赤十字病院、マーサ21、ぎふ清流文化プラザ など
三輪(三輪北・三輪南)	みわっこバス	岐北厚生病院、 <u>パロー栗野店</u> 、三田洞神仏温泉、北東部コミセン、ファミリーパーク など
中心市街地東部(白山・梅林・華陽)	e(いい)バス	JR岐阜駅南口、 <u>名鉄岐阜駅</u> 、柳ヶ瀬、斎苑、ハローワーク、西友岐阜華陽店 など
芥見東・南	みどりっこバス	パロー芥見店、みどり病院、生協芥見店、東部コミセン など
黒野・西郷	ほっとバス	岐阜大学病院、中西郷、黒野会館、黒野城跡、西部事務所、平野総合病院 など
藍川	あいあいバス	加野団地、北東部コミセン、石原台団地、パロー芥見店 など
長森南	373(みなみ)バス	県総合医療センター、長森コミセン、JR長森駅、イオンモール各務原 など
境川(鶉・日置江・柳津町)	境川らくちゃんバス	<u>名鉄柳津駅</u> 、柳津地域事務所、カラフルタウン、やないづもえぎの里、イオン柳津店、松波総合病院、笠松病院、高齢者福祉センター など
長良・長良東	ながらうかいバス	パロー長良店、長良北町、 <u>ピアゴ長良店</u> 、 <u>サンマート長良店</u> 、長良医療センター、雄総など
芥見・岩	芥見岩っこバス	パロー芥見店、東部コミセン、諏訪山、パロー岩田店、岩田坂 など
三里・本荘	すまいるバス	市民病院、県図書館・県美術館、MEGAドンキUNY、オーキッドパーク など
常磐・鷲山・長良西	さんさんバス	マーサ21、鷲山保育所、常磐保育園、椿洞、サンマート長良店、ピアゴ長良店、長良西小学校、岐阜赤十字病院、ぎふ清流福祉エリア など
茜部・厚見	厚見・茜部ぐるりふれあいバス	パロー茜部本郷店、茜部公民館、MEGAドンキUNY、領下郵便局、厚見公民館、 <u>JR岐阜駅南口</u> など
日野	ひのっこバス	平和堂、日野小学校、 <u>パロー長良店</u> 、岐阜病院 など
北長森(長森北・長森西・長森東)	長森ふれあいバス	パロー北一色店、県総合医療センター、長森コミセン、平和堂、澤田病院 など
七郷・木田	七郷・木田バス	マーサ21、岐阜清流病院、岐阜西改田簡易郵便局、オークワ西改田店、西友改田店 など
岩野田・岩野田北	ぐるっとバス	パロー栗野店、岐北厚生病院、三田洞神仏温泉、サンマート長良店 など

### ■デマンド型乗合タクシー(要事前予約)

運行地区名	主なのりば	運賃 ※1	1日乗車券 料金※2
方県・網代	岐阜大学病院、平野総合病院、則松公民館、福富医院、網代診療所、プラザ掛洞、石谷など	【1乗車】 大人(中学生以上)：300円 ※70歳以上は240円 小人(小学生)：150円 ※大人もしくは小人1人に同伴された幼児は1人まで無料	大人(中学生以上)：600円 小人(小学生)：300円

※1 運賃は後払いです。

◎ICカード乗車券(アユカ)、高齢者お出かけバスカードはご利用できません。現金または回数券でのお支払いとなります。現金でお支払いの場合は小銭をご用意ください。

◎障がいのある人は運賃が半額です。障がい者手帳などを運転手に提示してください。介護者1人も割引の対象となります。※2「1日乗車券」は車内で販売しています。購入当日、購入者本人に限りご利用できます。

### ●コミュニティバス・デマンド型乗合タクシー相互の乗り継ぎ割引

運転手から「乗り継ぎ券」をもらい、乗り継ぎ後の運転手にお渡しください。40円割引

●回数券(デマンド型乗合タクシー車内で販売)

◆金額 大人(中学生以上)：1,000円(100円×11枚)、小人(小学生)：500円(50円×11枚) ※障がいのある人は半額。購入時に障がい者手帳などを提示。学割回数券：1,800円(300円×10枚)、高齢者回数券：2,400円(300円×10枚)

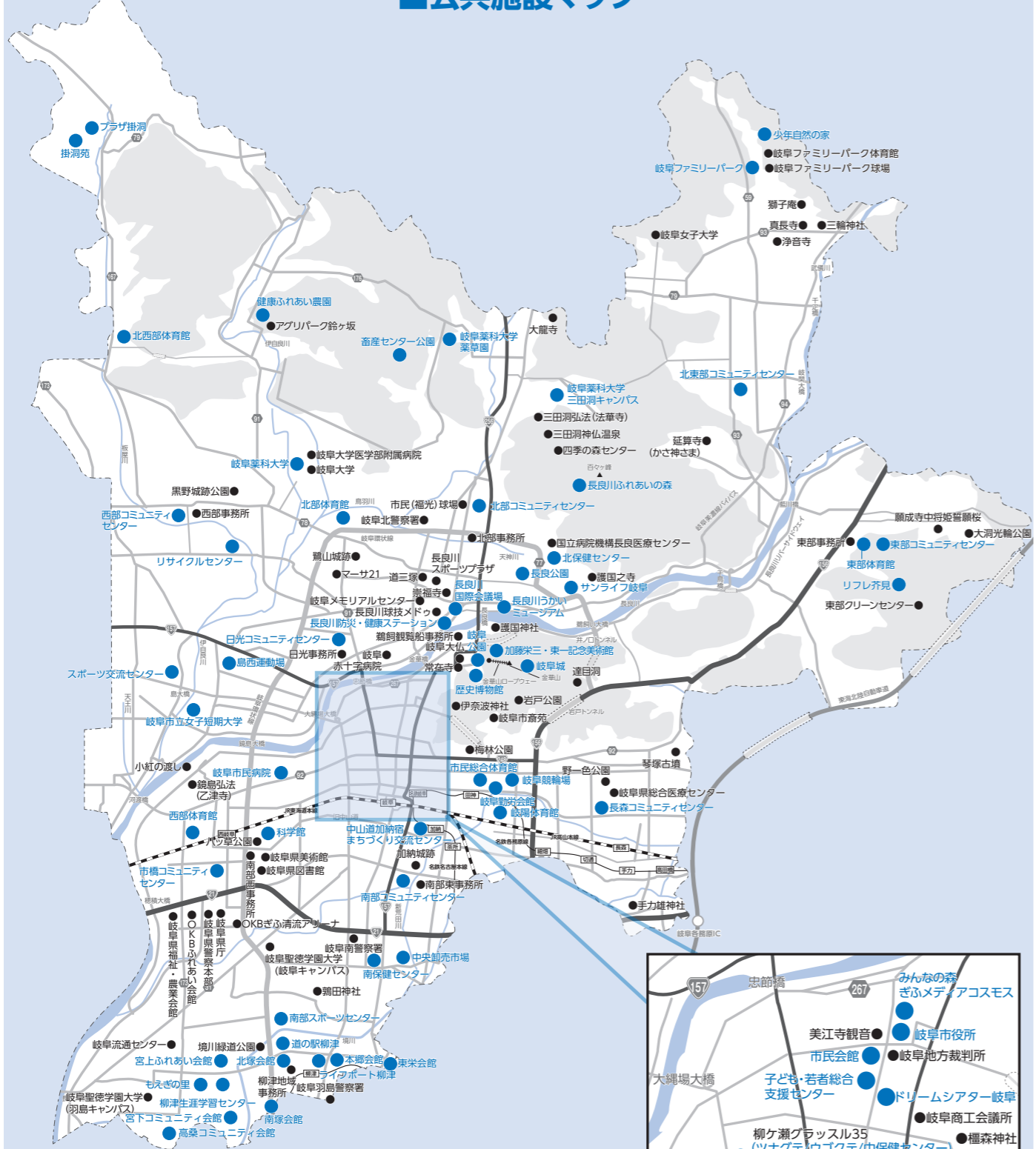
### ■コミュニティバスサポート便(要事前予約)

運行地区名	運行エリア	運賃	コミュニティバスとの乗り継ぎ ※降車時に運転手から乗継券を受け取る
芥見・岩	上芥見、高天ヶ原、和光団地、岩滝	200円 現金のみ	サポート便 コミュニティバス 200円/回 乗り継ぎ 1日中 無料
岩野田・岩野田北	岩崎山手	100円 現金のみ	サポート便 コミュニティバス 100円/回 乗り継ぎ 1回無料 乗り継ぎ 100円/回

※大人もしくは小人(小学生)1人に同伴された幼児は1人まで無料



# 公共施設マップ



問 ecobike株式会社(運営事業者) ☎0120-225-313  
(午前7時~午後9時)

## ■岐阜市シェアサイクル[Gifu-ride]

市内に設置するサイクルポートで、24時間(一部を除く)自由に貸し出し・返却ができる自転車貸し出しサービスです。目的に合わせて、短時間から利用できます。スマートフォンに専用アプリをダウンロードして乗車します。サイクルポートの場所や利用方法など、詳細は専用ホームページをご覧ください。



公共施設マップ





岐阜市の情報をもっと身近に！もっと便利に！

★岐阜市公式SNS

LINE



Twitter



Facebook



ギフスタ！



YouTube



COLORS.Gifu City



★「広報ぎふ」  
スマートフォンアプリ



Android版



iOS版



カタログポケット

